

令和 6 年第 2 回京丹波町議会定例会（第 3 号）

令和 6 年 6 月 5 日（水）

開議 午前 9 時 0 0 分

1 議事日程

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- | | | | | | |
|------|---|---|---|---|-----|
| 1 番 | 山 | 崎 | 裕 | 二 | 君 |
| 2 番 | 山 | 崎 | 眞 | 宏 | 君 |
| 3 番 | 畠 | 中 | 清 | 司 | 君 |
| 4 番 | 伊 | 藤 | 康 | 二 | 君 |
| 5 番 | 居 | 谷 | 知 | 範 | 君 |
| 6 番 | 西 | 山 | 芳 | 明 | 君 |
| 7 番 | 隅 | 山 | 卓 | 夫 | 君 |
| 8 番 | 谷 | 口 | 勝 | 巳 | 君 |
| 9 番 | 山 | 田 | | 均 | 君 |
| 10 番 | 東 | | ま | さ | 子 君 |
| 11 番 | 松 | 村 | 英 | 樹 | 君 |
| 12 番 | 森 | 田 | 幸 | 子 | 君 |
| 13 番 | 梅 | 原 | 好 | 範 | 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

町 長 畠 中 源 一 君

副町長	山森英二君
総務部長	松山征義君
健康福祉部長	木南哲也君
産業建設部長	栗林英治君
総務課長	田中晋雄君
企画情報課長	堀友輔君
財政課長	山内明宏君
デジタル政策課長	田畑昭彦君
税務課長	小山潤君
住民課長	大西義弘君
福祉支援課長	原澤洋君
健康推進課長	西野菜保子君
子育て支援課長	保田利和君
医療政策課長	中野竜二君
農林振興課長	山内敏史君
商工観光課長	片山健君
土木建築課長	井上晴之君
上下水道課長	村田弘之君
会計管理者	谷口玲子君
瑞穂支所長	豊嶋浩史君
和知支所長	山内善史君
教育長	松本和久君
教育次長	岡本明美君
学校教育課長	宇野浩史君
社会教育課長	西山直人君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	樹山敬子
書記	山本美子

書

記

松 谷 洋 二

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康維持のため、出席者の入場前の検温、手指消毒を行うとともに、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和6年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第2、一般質問》

○議長（梅原好範君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

質問者は、最初の質問のみ質問席で行い、以降は、自席に戻って、自席にて答弁を受け、次の質問を行ってください。

最初に、隅山卓夫君の発言を許可します。

7番、隅山卓夫君。

○7番（隅山卓夫君） ただいま議長より発言の許可をいただきました、7番議員、隅山卓夫でございます。

さきに提出をいたしております通告書に基づきまして、質問をいたします。

今年の梅雨入りは平年より遅いと予想されていますが、間もなく各地で続々と梅雨入りし、日本列島は広く雨の季節を迎えます。梅雨の末期は大雨による大きな災害が発生しており、今年も大雨に警戒が必要です。ハザードマップの確認をするなど大雨への備えについて、京丹波あんしんアプリによる周知をしておく必要があると思っております。

5月15日、京都新聞朝刊社会2面で、災害が発生する危険性を伝える防災気象情報について大きく詳報をされております。国交省と気象庁による受け手の立場に立ったシンプルで分かりやすい防災気象情報について検討する、防災気象情報に関する有識者検討会が14日

に開催をされ、「ぴんどこない」「複雑怪奇の案だ」防災専門家から異論が続出し、災害から身を守るための警報や注意報など、防災気象情報の分かりやすい発信案を取りまとめる予定だったが、レベル5、土砂災害特別警報などの土砂災害注意報の表記に対し、「数字よりも災害を先に出して目立たせるべきだ」「危険警報という言葉は意味が重複してよくない」「危険警報と特別警報の上下関係がぴんどこない」など反対意見が続出し、逆に分かりづらさを指摘をされ、先送りとなる異例の事態となったとあります。

ほかにも、レベル4、大雨浸水危険警報や、レベル5、氾濫特別警報などとする案には、「名前が長過ぎる」「複雑怪奇と表現せざるを得ない」「分かりづらさを指摘する声もあった」など、報道各紙が紙面を大きく割いておりました。

私の本定例会における質問は、町のハザードマップの運用と住民への周知とその理解並びに運用の必要性について、地域づくりの取組について伺いたいと思っております。

また、現在、福知山市において、市長市議会議員選出選挙が6月9日投開票で執行されております。

町においても、来年は町長議会議員選出選挙が執行されます。畠中町政誕生後、順調な施策の展開でようやく芽吹き始めております。私は、町政のかじ取り役がころころ短期で代わることに違和感を強く持っております。本年も、町政懇談会が計画されておりますが、それに挑まれる町長の思いを醸し出すような質問となるよう展開をしてみたい、こんなふうに思っております。

冒頭にも申し上げましたが、間もなくすると集中豪雨の発生が心配される出水期を迎え、防災上の危機管理が問われることになります。

気象庁は、観測や予防の強化の成果を順次反映をし、令和4年6月より線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけを開始をしております。令和5年5月からは、顕著な大雨に関する気象情報を、これまでより最大30分程度前倒しをして発表を行い、さらに、本年5月28日からは、対象地域を絞り込んで府県単位で呼びかけるとしております。

昨年5月、防災ハザードマップが更新をされました。私ごとですが、同時期は一身上の大きな出来事がありまして、配布された記憶がなく、ホームページで確認をして気づいております。

そこで、1点目ではありますが、防災ハザードマップの改訂はどのような状況や状態の変化があったときに行われるかについて伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまのご質問に対して答弁をさせていただきたいと思います。

防災ハザードマップの改訂の根拠といいますか、時期といいますか、そういったもののご質問だったと思いますが、これにつきましては、京都府が公表いたします河川浸水想定区域でありましたり、京都府が指定をいたします土砂災害警戒区域の変更をはじめといたしまして、災害対策基本法でありましたり、河川法でありましたり、それから水防法、国の法律等の改訂も含めて、京都府また京丹波町の地域防災計画、こういったところの改訂も総合的に勘案した時期を改訂の時期ということで考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） 答弁をいただきました。

型どおりの答弁だというふうに私は思っております、ハザードマップの作成・周知に関する法制度は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等により、市町村地域防災計画に必要事項を規定されており、本年2月作成された町地域防災計画では、102ページ、防災知識の普及及び計画、住民等への普及の方法について、京丹波町防災ハザードマップや避難マニュアル、府マルチハザードマップ等を活用し、災害時の避難先や避難経路上の危険事象の状況、避難時の心得、注意事項等を認識・周知させて、避難行動の円滑化を目指す。僅か90文字足らずの表記であります。私は、この表記では、ハザードマップの重要性があまり感じられない印象であります。

平成30年7月に発生をいたしました上乙見地区での大きな災害では、消防団員の方の気づきで、地区住人の皆様全員が避難できた教訓など、住民の皆様にご自分の居住地域でどんな災害発生の危険があるのかを知り、最大の防御は早めの避難であるとの意識を持っていただくことにハザードマップを活用されるべきと考えております。

2点目でございますが、避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府防災担当）の更新や地域内防災の状況変化による改訂なのかにつきましてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 1点目の質問と少し重複するかもしれませんが、先ほど災害対策基本法と申し上げたと思いますが、これも改訂の趣旨の1つでございます。警戒レベルでありましたり、避難行動判定フローでありましたり、避難所一覧の追加、そういったこともこのガイドラインをはじめ、防災状況の変化を踏まえた、そういった改訂となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） ありがとうございます。納得をしております。

令和元年、台風19号では、1都12県309市区町村に大雨特別警報が発表され、国及び県管理河川において142か所が決壊する等、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生、亡くなられた方は104人、負傷者380名以上、住家屋2万3,000棟など大惨事となりました。避難をしなかった、避難が遅れたことによる被災や、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、また、高齢者等の被災が多く、いまだ住民の自らの命は自ら守る、その意識が十分でなく、避難勧告で避難しない人が顕在化し、避難の重要性の見地から改善されたものというふうに私は思っております。

今回の改訂では、索引図の改善が大きく図られておりまして、特に住民の早めの避難措置が必要であり、避難行動判定フローや、避難で何をするの、どうすればいいのなど、自らの判断で避難行動を取ることの重要性が喚起をされるなど、それなりの評価をしております。

3点目は、具体的な更新・改善を実行された内容をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 今回の改訂の主な内容でございますが、先ほど申し上げました京都府の河川浸水想定区域、こういったものが変更になったということと、土砂災害警戒区域の変更点を反映させていただいたほか、避難所施設の変更が主なものでございます。

改善ということで、今回の改訂に当たりまして、特に注意を図りましたのが、先ほど議員おっしゃいました索引図というものを1ページを用いまして、集落名を表示したということが1つと、それから、地図上でページを見ていただきますと、上下左右に接続ページを追加をさせていただきまして、次にどのページを見たらいいんだということを明記をさせていただきましたり、危険区域の表示に濃淡をつけ区別をつけるなど、見やすさを重視して改訂をしたというものでございます。

情報なり、知識掲載面においても、イラストを使わせていただきまして、文字や見出しの配置、配色を工夫することで、できるだけ見やすくさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） ただいま答弁いただきましたとおり、かなり改善がされておりまして、私は大いに評価をしております。

4点目は、平成30年7月豪雨により発生した上乙見地区の大きな家屋被害や地滑り被害については、掲載されたのかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 実際の被害箇所につきましては、土砂災害特別警戒区域としてハザードマップ上に反映をさせていただいておるといものでございます。

この区域につきましては、前回のハザードマップでも、一応網かけはさせていただいた区域になっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） 5点目は、ハザードマップ上に避難経路を掲示する必要性について伺いをいたします。また、急峻な地形が多い地域においては、安全な避難経路の確保が難しく、避難スイッチを早める必要があるのではないのでしょうか。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 町で作成をいたしますハザードマップでございますが、避難経路をここに掲載をしてまいりますと、地図上が非常に煩雑になるかなということを思っております。災害の種類でありましたり、被災の状況、これによりましては、必ずしもその避難経路が安全ではないといったことも想定されまして、かえって有事に混乱を招くのではないかなというふうに考えております。

日頃から、河川でありましたり、道路、それから傾斜地などご自宅の周辺の状況、そういったものをご確認いただきまして、危険箇所などそういったものがハザードマップで確認できるようになっております。

したがって、避難経路等につきましては、ご自身や地域内で共有をいただきまして、それぞれの避難スイッチのタイミングをそれぞれ調整いただくということで、避難の安全を確保していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） 答弁ありがとうございます。十分満足をしております。

ただ、私、思いますのに、島根県美郷町の事例を申し上げますと、早期の避難が必要な区域の住民に対して、避難場所や避難時の心得など地域単位で記載したハザードマップがあるそうでございます。過去の事例や急峻な地形の住民に対する事前避難の呼びかけであります。ハザードマップを見ますとスペースは十分ございまして、災害に再現性は全くございませんが、過去の事例を掲載するということの重要性をさらに強調しておきたいというふうに思っております。

次にまいります。

6点目は、ハザードマップの活用については、住人の身の回りのリスク回避を目的とした平時からの取組が必要との認識につながっていないことが私は課題だと痛感しております。

普及啓発や周知の方法を工夫し、活用を促すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） ハザードマップと合わせて配布をいたしました「家庭で作る『防災カード』」におきましては、非常時の連絡先や避難場所、集合場所を個々に書き込む形式の様式としておりまして、家族で相談するきっかけとなるよう工夫を凝らすことで、ハザードマップの活用と自助意識の向上につながるものと、このように考えております。

また、本年度におきましては、緊急情報配信訓練を実施いたしまして、避難所や避難経路の確認などを周知することで防災意識の向上を図りまして、ハザードマップの活用につながるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） よろしく申し上げます。

今の松山部長の答弁を翻すわけでもないんですが、町においてはかんがい用のため池が多く存在をしており、また、流域河川排水量が少ないなど、低地においても災害リスクは多くあることから、これまで水害の危険が迫っていない、水害の危険がないと思っている方など、防災意識が十分でない住民の皆様へ身の回りの水害リスクを正しく認識をされ、避難行動につなげていただくことが課題であります。

防災計画においても、ハザードマップの重要性や住民意識の啓発・周知に工夫をぜひしていただきたいというふうに思っております。

次に、地域づくりの取組についてでございますが、3月定例議会におきまして、私の一般質問にて、町を未来につなげるためにどのように取組をされるのかにつきましてお伺いをいたしました。

町長は、人口が減少していくという傾向は、昨年、人口問題研究所が発表したことで、非常に私もショックを受けたところだが、町においては、今後、そうした人口減少の状況の傾向というのは進んでいくということは想像に難くない。そういう中で、持続可能なまちづくりをいかにするか、今まさに、だからこそ知恵の出どころだ。全国もそういう傾向にあるわけで、ますます地域間競争が激化していくとの答弁を賜りました。そして、過疎が進む中でも、明治大学小田切徳美先生は、にぎやかな過疎ということを提唱されている。私は、こ

れは非常に時宜にかなった１つの提唱だと思っているとも答弁をされたところです。

そこで、１点目は、小田切徳美教授の「農山村は消滅するのか。否や。どこよりも早く過疎化、超高齢化と切実に向き合ってきた農山村は、この難問を突破しつつある。農山村は消滅しない」との発言に対する見解を再度お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） まず冒頭に、議員さんからいろいろと評価をいただき、元気をいただきました。誠にありがとうございます。

昨日もそういった質問がございました。３月定例会でも一般質問に対して、今おっしゃったような私は答弁をさせていただき、このことについては１ミリも微動だに私はしておらない。同じ考え方を持っているというものでございます。

明治以降、日本の農山村は幾たびか厳しい状況に置かれ、疲弊する状況に見舞われました。それでも、今、我々のこの町、全国の農山村はしっかりと持続しておるわけです。今回も厳しい荒波に洗われておりますけれども、やはり知恵と工夫でしっかりと生き延びていくと、私は信じておるところでございます。

そういう中で、明治大学の小田切先生は、本当に実践に基づいていろいろと研究しておられる。過疎問題、また農山村の振興についての第一人者であって、私も関係しておりますけれども、全国町村会に対して常に適切なアドバイスをいただいております。本当に勇気をいただく先生でございます。

２０１４年５月に発表されました日本創成会議・人口減少問題検討分科会のレポート、１０年前に出ました。そういったことを発端に、地方消滅論についていろいろと議論がなされてまいりました。私は、小田切先生と同じく、確かに人口の減少というのは一定進んでおります。これは認めざるを得ない。しかし、今言いましたように地方は消滅しない。固く信じておるところでございます。

昨日も言いましたけど、消滅とは一体何なのか。京丹波町に、将来、人が一人もいなくなるのか。京丹波町という名前も消えていくのか。そうではないと思いますよ。私は、ここに住民の皆さんがしっかりと根を張って生活をしておられる限り、この町はなくなる、なくしてはならないと思っております。私もまた京丹波町を最大限愛する人間でございまして、京丹波町ナショナリストだと自認をしておるところでございます。こよなくこの町を愛しております。皆さんも同じだと思うんです。なくしてはならないと思っております。

しかし、傍観するわけにはいきません。この町をしっかりと振興させるためには、持続可能な町にする。このことが大事なんです。小田切先生もやっぱり同じことをおっしゃって

る。持続可能が大事だと。過疎は進む、だけど持続させることが大事だと、そういう同じ思いでございます。

そのために、私は、町民の皆さんがいつまでも元気に活躍していただくように、そういうウェルネスタウン、また、食の町としての魅力を一層発掘し、そして付加価値をつけていく、そういうまちづくり、また、そういったことを全国に発信する、世界に発信するプロモーション事業の推進、そして、人材の育成、しっかりとした教育を行っていく、そういういろんな施策を組み合わせることによって、持続可能な町にすることをしっかりとこれからも推進していくということが大事であります。

町に魅力があれば、人が交流し、そして京丹波町は消滅しないと私は確信をいたしております。そのために、まちづくりに今まで以上に全力で取り組んでまいります。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） 大変、実のある答弁を賜りまして、まちづくりに対する町長の基本的な考え方、それに取り組む熱意、十分に感じ取ることができました。

小田切教授は、今町長が申されましたが、市町村消滅可能性リストの発表に対する反論として執筆されたものでございまして、一例として挙げられているのは、山口市仁保地区の施設や道路開発に係る対応について独自のルールがあり、手間のかかる仕事を地域が、地域がですよ、先回りをして決め、用地取得の白紙委任を行政にしていると。また、仁保地区には舗装された町道は1本もなく、改善要望に対し、市は、順位決定は地域の総意に委ねる方式を採用したために、地域内では議論百出となったとあります。最終的に合意されたのは、最奥の山間部からとなったようでございます。それは、地区内で地理的に最も不利な地域の整備を優先することにより、地域全体の人口減少を食い止めようとする考えである。これは、自分たちの施設、自分たちの道路との意識が根づいているあかしだと教授はされております。現実に、周辺集落から始まる人口減少が防止をされ、その後の地区全体の衰退に対する大きな歯止めになったようであります。

2点目でございますが、同教授が地域社会のあるべき姿として提唱される、にぎやかな過疎宣言について、町長の見解を求めたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 小田切先生は、にぎやかな過疎という持論を展開されております。そのことは京丹波町にも十分当てはまることだろうと思っております。にぎやかな過疎、先生がおっしゃるこの本質というのは、多様なプレーヤー、人材と言ってもいいですね。そのことが交錯することということをおっしゃってます。いろんな人が入り交じっ

て、そしてこの町の振興を図っていくということだろうと思っております。

具体的には、地域づくりに取り組む、地域の従来の既存の住民の方々、プラス移住・定住をされてきた方々との共同したまちづくりをする。地域づくりを行う。

もう一つは、移住・定住をされた方が新しいお仕事をつくっていく。京丹波町でも移住・定住されてきた方が起業をされている。業を起こされている事例がたくさん見受けられます。

また、関係人口、京丹波町を好きな方、ファンの方、そうした方が何か京丹波町に関わることはできないだろうか。京丹波町のために何かできないだろうか。そういう人を増やすこと。

そして、もう一つは、SDGsにより地域貢献がしたい。どうしたら京丹波町を振興できるかという企業の協力。

そして、もう一つは、NPOなり大学との関連です。京丹波町は、このとおり、今私は民間の企業さんともいろんな接点を持ちながら、いろんな協定を積極的に結んでおりますし、大学とも積極的に連携協定を進めております。このことは、小田切先生の理論と一致したことかなと思っております。

そして、にぎやかな過疎の特徴というのは、地域は人口は減るんだけど、今言ったように、有能な人材が増えていくこと、このことは大事です。そして、人が人を呼ぶ、仕事の仕事をつくっていく、こういう連関性というんですか、そういう関係をつくっていく。

もう一つは、今言った多様な人材が、ごちゃ混ぜという言葉がありますけど、そういう場をつくっていくんだ。京丹波町は、本当に多種多様なすばらしい人材がたくさんいらっしゃいます。非常に私は頼りにいたしておるところでございますし、今日の新聞にもありましたよね。イノベーションラボの人たちが、高校へ出前授業に行って、高校生に京丹波町の魅力をしかりと議論をしている。これは本当にすばらしいことだと思うんですよね。子どもたちに魅力を知らせる。気づかせる。そういうお仕事をしていただいております。

そして、都市と地方が共生社会をつくっていくということ。都市住民と京丹波町の住民が積極的な交流を行っていくということ。そういった取組を組み合わせながら行うことが、にぎやかな過疎になるんだということだと思います。

今、京丹波町が行っている施策というのは、まさににぎやかな過疎をつくり上げようとする今過程にあると私は思っております。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） ありがとうございます。

先月26日、全国植樹祭が岡山県で開催をされました。今町長が言われましたように、そ

の場での主役は高校生たちでした。これは恐らく教育の成果だろう。私たちが森林を守りたい。何のために、未来のために、そういうような形、ちょっと印象で私残っております。

町長は、日曜夜、ポツンと一軒家、視聴されたことはありますでしょうか。先祖代々続く一軒家を年老いたあるじが細々と守っていたり、電気・水道のない不便と思える生活を楽しむなど、登場される住民は、一様に今の暮らしを誇りに思い満ち足りている様子は、不便だが豊かな暮らしに加えて、そこに眠る先祖への感謝や支え合うパートナーへの思いやりといった家族の絆を感じられ、見る者の心をほっこりさせてくれるのも魅力になる。小田切教授は同感されております。

また、人口減少や高齢化が進む中、人口が多かった時代の仕組みに寄りかかり、それが機能しないことを嘆くのではなく、今後は、人口が減少するということを前提として、地域運営の仕組みを地域自らが再編し、新しいシステムを創造する地域振興の内発性、つまり自らの意思で地域住民が立ち上がるというプロセスを持つ実践が求められ、にぎやかな過疎と言われる農山村は、既にそのシステムが出来上がっているということでもあります。

青少年の未来を支える環境づくりを支援する包括連携協定締結や、関係人口と連携した地域活動を活性化する施設のリニューアルや、交流拠点施設設置の取組がその一端と私はなるんだろうと思っております。本定例会において提出された、想いでつながるコミュニティ推進事業における持続可能で豊かなまちづくりへの取組において、関係人口と地域住民が一丸となって活動に取り組める仕組みづくりの構築となることを大いに私は期待をしております。見解があればお伺いします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 私も、たまにその番組を見て、やっぱり心安らぐ思いがします。人間の幸せとは一体何だろうか。文明とは何だろうかという思いに至ることもあります。非常に世間一般では不便と思われるところにお一人でお住まいの方が、心豊かに過ごしておられる。素晴らしいことだと思います。

今、一極集中は進んでおりますけれども、都市を支えているのは紛れもなく農山村なんです。これからやはり都市住民の農山村回帰ということは、私は現れていくと思います。それは、あの番組は非常に視聴率が高いというのは、どこかに都市住民の方が農村の大切さに気づかれてるからこそ、視聴率が高くなってるんじゃないだろうか。私はその証左でもあらうと思っているところでございます。

今、京丹波町では、複数の集落で構成する住民自治組織の結成を促しております。現在、8つの地域振興組織がありまして、集落連携組織がございます。それぞれ活発な運営を行っ

ていただいております。うち、6つの組織で京丹波町住民組織連絡協議会というのを立ち上げていただいております。こうした動きというのは、私は非常に歓迎しておるところでございます。集落そのものは小さくなっていく中で、やっぱり連携して、みんなで考えていこうという動きというのは、本当にいいことだろうと思っておるところでございます。

また、これから、関係人口というのが非常に重要だろうと思ってます。京丹波町のファンの方に地域に入ってきて、そしてともに元気をつくり出していく。あるいは活性化に向けた機運が生まれる取組を進めていく。そういうことで持続可能なまちづくりがあろうと思います。地域づくりは、都市農村交流というのは非常に重要な要素でございます。今や、外部からの働きかけというのは地域づくりに非常に大切で、交流により関係人口を増やすことがこれから一つの大きな目標であろうと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） ありがとうございます。

私は、議員の責務の一端として、町長の思いを十分に住民の皆さんに聞いていただく、そういう場づくりをするのも議員の大きな責務の一つだろうというようなことを思っております。さらに続けてまいりたいというふうに思います。

3点目は、さらに同教授によりますと、地域活性化から地域づくりへ、地域振興の内発性であり自らの意思で地域住民が立ち上がるというプロセスを持つ取組が必要とされております。

今も町長から深い思いを述べていただきましたが、さらに見解を伺いたいというふうに思っております。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） これも、私、先に回答してしましまして、本当に私も、これからは、先ほど言いましたように、地域活性化から地域づくりへということは非常に大事だろうと思っておるところでございます。

高齢化が進みますと、内発的な発展というのはなかなか難しいものがあります。そういう中であっても、先ほど言いましたように、地域連携、地域振興組織、そうしたものを今つくっていただいておりますけれども、お互いに地域を越えて連携していく、広域連携をしていく、そしてそれが和知地域だけ、あるいは瑞穂地域、丹波地域だけということではなしに、この3地域が思いを1つにした連携組織をつくっていく、広域的に全町的にそういう組織をつくっていく。そういう時代に確実に入ってきておるわけでございます。1

集落だけで今までできてきたイベントがなかなかできにくいとなると、やっぱり広域的に連携しながら地域全体を見ていこうよという考え方は、私は大いに歓迎すべきことですし、それに対してしっかりと支援する必要があると思っています。

以上です。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） ありがとうございます。

一頃前までは、地域づくりには地域のリーダーがいるかいないかが大きなポイントだという考え方がございました。カリスマ的リーダーが注目されてきましたのも事実でございます。

現在では、突き出したリーダーに依存する地域づくりは、世代交代がうまくできず、持続性の点で難があると言われております。複数でリーダーの役割を分担するのが一般的になっております。地域をつくるのは自らの問題だとする気づきと、当事者意識を持つことが必要とされております。つまり、自らの意思で地域住民が立ち上がるという取組こそ、地域づくりであるということが強調されるようになりました。

町長の言われる、本町固有の豊富な地域資源の掘り起こしと活用が重要とは、画一的な地域活性化から福祉や環境を含めた、そして、地域の実情を踏まえた多様性に富んだ地域づくりへの転換が求められると思っています。

5点目にまいりたいと思います。

地域をつくるのは、地域自らの問題だとする当事者意識を持つことが必要でありまして、誇りの空洞化と言われる、住み続ける意味や価値を見失い、地域の将来を諦めが覆っている状況を克服する必要があると思いますが、見解をお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 誇りの空洞化という難しい言葉ではありますが、こういうことはあってはならないと思います。地域社会が変化する中で、伝統的な価値観とか文化が失われて、住民が自分たちの地域に対する愛着を失ってしまう、そういうことを空洞化ということだろうと思うんですが、こうであってはいけないと思います。

京丹波町におきましては、平成20年に、先ほど言いましたように、住民組織によるまちづくり基本指針というのを策定して、8つの住民自治組織が結成されて、住民自治を基本とした地域活動が行われているということでございます。

住民自治組織というのは、地域社会の住民参加を促して、そして地域の歴史・文化を守り伝え、地域としての誇りを高めるということで、地域の住民に対する愛着を深めることができると考えております。

私は、そういった意味で、まずは非常に大事なことは、地域の文化というのをもう一回焦点を当て直すということは大事だろうと思うんです。私たちが生まれ育った地域のアイデンティティをしっかりと持つということです。それぞれの地域独自の固有の文化というのはあるわけです。地名にしてもそうですし、また、自然環境もそうだろうと思います。神社仏閣もそうです。あるいは言い伝えとかいろいろあるだろうと思うんです。その中で、今教育委員会で行っていただいている、昨日もありましたけども、山城の発掘、これにまず手をつけました。これに私たちは、あんなとこに昔お城があったんや、そうなんかということで地域を再発見していく。そこから文化に対する憧憬を深めていくというようなこと。そして地域に誇りを持っていただくということです。私たちは、あまりにも足元を知らなさ過ぎる部分があります。もっともっと足元を見詰めるということです。青い鳥はよそにはいない。足元にこそあるんだ。このことが非常に大事だろうと私たちは思っているということです。

そして、地域の大切さをもっと知らしめるのは行政の大きな大きな責任です。行政はもっとしっかりしなければならないと思っております。私は、常々、職員に、京丹波町の行政は、質の高いハイセンスなセンスのいい、京都府の中ではどこにも負けない行政をやるべきだ。さすが京丹波町の行政なり職員というのは違うなと、さすが京丹波町だなと言われるようになりましょうとずっと言い続けております。規模は小さくても、すばらしいハイセンスな行政をやっていきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） もう少しで終わりますので、あとしばらく熱弁を賜りたいなというふうに思っております。

6点目でございますが、同じく町長の答弁に、町にはすばらしい地域特性、地理的な好立地、京丹波の持つ風土が生み出す粟、大豆、黒豆、その他もろもろの農畜産物など非常に将来有望な重要な戦略物質、つまり有望な鉱脈があり、これを掘り出して、そして付加価値を付けて、世の中に出していく。そういうことが非常に大事とありましたのは、まさに誇りや矜持の復活・再建を意味されたのだらうというふうに私は理解をしておりますが、このことに対する見解を再度お伺いしておきます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 私は先ほど言いましたけど、京丹波町には本当にすばらしい豊かな自然があって、そしてそこに恵まれた気候風土があります。その中で生産される非常においしい黒豆、丹波くり、京野菜、そうしたものが生産される。ブランド力はあって当たり前だと思っております。いずれも全てが1級品なんです。全国のどこに出しても恥ずかしくない。

むしろ誇れるものがこの京丹波町にあるということ。これは有望な鉱脈なんですよ、まさに。ここを発掘して、そして素材だけでは駄目なんです。付加価値をつける。そしてこれを京丹波町の産業化をしていく。つまり難しい言葉で言うと、経済的に言うと、連関ということになります。そういう連関経済、あるいはまた地域内経済、そういったものを振興していくことだろうと思っております。そのことによってブランド力はついていく。誇りが生まれていくということだと思います。

そして、今、食べ物だけではありません。ほかにもいっぱいあると思うんです。そしてそれを発掘していく過程、例えば、和知地域でいいますと、私は、鉄道というものは、もう一度焦点を当て直すべきだと常々言っております。このことによって、和知駅前の活性化に取り組む、今、宵の市をやっていただけてます。金曜日です。私もたまに行かせていただくわけでございますけれども、本当に頑張っている。これはありがたいことであります。そうしたことをもう一度地域の皆さんと一緒に考えて、そうした振興の取組を行って、いわゆるにぎやかな過疎というのを実現したい、具現化していきたいとも思っております。

そして、私は、京丹波町のブランディングというのを高めていき、内外に向けたプロモーション戦略というのを積極的に進めてまいりたいと思っております。

もう一つは、先ほどちょっと言いましたけど、地域経済循環というのは非常に大事だろうと思っております。例えば、給食に地元の野菜というのはしっかり取り込んでいく。地元の採れた栗、黒豆等を使った加工食品をもっと作っていくべきだろうと思っておりますし、そういったことで、地域のエネルギーをもっと増殖させていくといったことをこれから行うことによって、まさに誇りとか矜持というのを町民全体が感じるように、また、子どもたちが、君はどこの生まれですかと言われたら、黒豆、栗、ほかにもいろんな食の町である京丹波町生まれです。誇りを持って子どもたちに語ってもらうようなそういう地域にしていきたい。大いに私は、合併でできたこの京丹波町というのを誇りにしていきたいと思っておりますし、昨日、山崎議員がおっしゃいましたが、最近では京丹波町も認知されてきたと、たしかそういう発言があったと思うんです。そういうことだと思います。京丹波町というのは一体どこにあるのと言われてきたことが、最近では、京丹波町さんですか。食の町ですね。私も言われるようになってまいりました。まさにこれからもっともっと頑張れば、全国的に認知される町になって、京丹波町民全てが矜持心を高めていくことになると思います。一緒になって頑張っていきましょう。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君）　ありがとうございます。

次にまいりたいと思っております。

7点目でございますが、昨日、既に議員のほうから質問がございましたので、誠に申し訳ございませんが、割愛をさせていただきたいと思います。

8点目でございます。

豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略に「若い女性がなぜ地方から消えるのか。地方はジェンダーギャップの解消を目指せ。女性が住みたいと思うまちを創り上げない限り、まちは女性に選ばれず、衰退の道を歩むほかない」とあります。まちづくりにおけるジェンダーギャップ解消の重要性について、見解をお伺いします。

○議長（梅原好範君）　畠中町長。

○町長（畠中源一君）　豊岡市でありますけれども、2021年に豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略というのを策定されたと聞いております。これは、固定的な性別役割分担を前提とした仕組みや慣習が見直され、お互いを尊重し合い、支え合いながら、生き生きと暮らしていくということを戦略の目標としているということでありまして、職場、家庭、地域、学校などを含めて、町全体のジェンダーギャップ（男女格差）の解消に向けた取組を行うというものでございます。

京丹波町におきましては、平成29年3月に策定いたしました京丹波町第2次男女共同参画計画に基づきまして、男女が互いを支え合い、認め合うということによって、性別にかかわらず、誰もが個性と能力を十分に発揮できるまちを目指してまいります。

正しい知識の普及啓発や相談体制の整備に取り組みまして、ジェンダーギャップ解消に努めてまいりたいと思います。ジェンダーギャップの解消がなければ、地域振興はできません。ジェンダーギャップの解消というのは、世界的潮流なんです。これに乗り遅れてはいけないと思っております。

○議長（梅原好範君）　隅山君。

○7番（隅山卓夫君）　ありがとうございます。

私自身は、家庭内においても、零細企業の経営におきまして、ジェンダーギャップを意識したことはないというふうに自負をしておるんですが、むしろ、今日まで、いや、今でも、女性の優位性に疑う余地も持っておりません。製造現場における忍耐力や集中力は、男性の比ではない、こんなふうにも思っております。社会における男女の格差意識、過剰という言い方が合ってるかどうか分かりませんが、そういった感じを私自身は持っております。

内閣府による市区町村女性参画状況見える化マップ、2024年3月27日に更新されて

おりますが、それによりますと、管理職に占める女性の割合の全国市区町村の平均は17.8%、本町の管理職39人だと思うんですが、そのうち、女性は10人で25.6%と推察をしております。お隣の南丹市は65人中26人、何と40.0%、全国2位となっております。今後は、増加の方向になることを強く望んでおります。

最後に、通告すべき事柄ではありませんので、あえて私はしていません。

畠中町長に所信を伺いたく思っております。

冒頭にも申し上げましたが、本年も町政懇談会が予定をされております。畠中町政誕生後、順調な施策の展開でようやく芽吹き始めております。私は、町政のかじ取り役が短期で代わることに相当な違和感を持っております。ましてや1期4年で成果を求めることも考えておりません。

でも、1年後は選挙の洗礼をお受けになります。これまでの施策と進捗について、町政報告の場において、しっかり報告される必要があるだろうというふうに思っております。今回の町政報告に挑まれるに当たりまして、所信を伺いたく申出いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） ありがとうございます。

私、町長に就任させていただきましてから3年目に入るわけでございます。まずまず順調に推移したかなと自認をいたしておりますけれども、しかし、至らない点も多々あるわけがあります。

しかし、ここまで歩んでこられたのは、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のたいなるご理解、ご協力のたまものだと、私は本当に心から感謝を申し上げているわけでございます。

また、役場の職員も、私と一丸となって施策を積極的に進めてまいりました。その成果をもっともっと具現化していきたいと思っております。

よく行政政策は、一つの箱物をつくれば非常に見栄えがよくて、物すごく行政が進んでいるように見える現象がありますけど、私は、今そういったことに、ハード面では数々のヒット作を出したのではないです。しかし、考え方として、先ほど語る述べているように、この町を持続可能な町にするにはいかにしたらいいかということではいろんな施策を積極的に進めてまいった。このことをもっともっと具現化する必要があるかと思っております。

具体的には、財政も非常に厳しいと言いながらも、実は決算見込みを今年も出しましたけど、財政調整基金の取崩しはしなくて済んでいるんです。現金として預金しておりますけど、18億円に近いものに積み上げてまいりました。一つの健全性を示すものだろうと思ってお

りますし、またそのほかにもいろんな企業、あるいは大学等との連携協定を積極的に進めて、ファン層を増やしてまいりました。関係人口の創出にかなり意を用いておるところでございます。

そして、住民の皆様方としっかりとこれから手を携えていくべく、もっともっと私は中に入り込んで話を聞かせていただくということをしなければなりません。しかしそれを積極的にやっているかという、まだまだ足りません。もっともっと議論をしていきたいと思っております。

そういった意味で、今度の町政懇談会というのは、私は楽しみにいたしておりますし、おかげさまで去年からやりましたけど、町政懇談会、非常に変わったと思うのは、住民の皆様方から提言が相次いでいるということなんです。要望もありますけれども、むしろこうしたほうがいいんじゃないか。こう思ってるけどどう思うんだろう。そういう意見が非常に強いということは、非常に私はうれしく思っております、頼もしくも思っております。

住民の皆様方と一緒に、この町を考えていきたいという思いでいっぱいでございます。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） ありがとうございました。

この町の現状と将来、それにつきます町長の思いというものが住民の皆さんに十分に届いたのかなというふうに思っております。

以上で、本定例会におきます私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅原好範君） これで、隅山卓夫君の一般質問を終わります。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

12番、森田幸子君。

○12番（森田幸子君） 12番、公明党の森田幸子です。

議長より発言の許可を得ましたので、ただいまより令和6年第2回京丹波町議会定例会における一般質問を通告に従って行ってまいります。

初めに、高齢者などの安全・安心対策について。

1点目は、軟骨伝導イヤホンは、耳の入り口付近にある軟骨を振動させて音を伝える仕組みで、音漏れも少ないと言われております。軟骨に軽く当てるだけで、イヤホンとつないだ集音機で拾った相手の声をはっきり聞こえます。音量も調整でき、穴が空いていないため、清潔を保つことができるなどのメリットが大きいとされております。

耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れるようにするために、役場窓口などに軟骨伝導イヤホンを導入する考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 木南健康福祉部長。

○健康福祉部長（木南哲也君） 窓口における職員との会話が聞きづらい方にご利用いただくためには、軟骨伝導イヤホンを導入している地方公共団体があるというのは認識しております。

本町では、昨年５月から、福祉支援課窓口に音声を認識し、声を文字化し、筆談の代わりに使用できる専用タブレットを設置しておりまして、窓口における円滑な意思疎通のために使用をしているところでございます。

軟骨伝導イヤホンを直ちに導入する予定は今のところございませんが、先行して導入されている地方公共団体の状況も確認し、本町で実施しております対応に対しまして来庁者のご希望やご意見もお伺いしながら、よりよい対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○１２番（森田幸子君） 今答弁いただきました。

軟骨伝導イヤホンは、私たちの党代表の山口代表も、公明新聞で、これはもう絶対必要やということで掲載されていまして、今答弁のありましたように、今後研究していただいて、町民さんが安心・安全で窓口対応できるような体制を今後ともよろしくお願い申し上げまして、次の質問に行かせていただきます。

高齢者の聴力検査について、少し長くなりますが、成人期は職域における定期検診などがあり、学齢期は学校健康診断があります。新生児についても新生児聴覚検査体制整備が進んでいましたが、高齢者には聴力検査がありません。そうした中、東京都豊島区では、２０２１年７月からヒアリングフレイルチェックと銘打って、６５歳以上の高齢者を対象に、区民ひろばなどで無料の聴力検査を実施し、点数ではっきりと聴力低下を示すことで、耳鼻科の受診や補聴器の使用など早めの対処につなげています。高齢化の進展に伴い、難聴の高齢者は今後ますます増えていきます。加齢性難聴は人生で初めて体験することであり、難聴に関する知識も不足しており、耳鼻科に行く程度なのかどうか判断が困難で、聞こえにくくなったとしてもなかなか耳鼻科を受診しない方が多いのが現状と感じます。難聴は、高血圧、糖尿病、虚血性心疾患などの全身疾患との関連や、また転倒リスクの増加なども示されています。さらに難聴と認知症の関連を示す研究もあります。難聴は個人の生活や健康に大きな影響を及ぼすものであり、医療費の増大や経済損失にまで関連します。難聴を予防し、特定し、

治療するといった介入の費用対効果が高いことは各種調査研究で示されています。

そこで、本町も65歳以上の高齢者を対象に無料の聴力検査を実施する考えはないか伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 聴覚の機能低下というのはフレイルとも関連が強いこともございまして、介護予防の一つとして、口腔ケアと同様に、聴覚ケアにつきましても難聴の早期発見、そして治療から予防へと、そういう意識づけが非常に重要になってまいっていると思っております。

65歳以上の方を対象に無料聴覚検査をすることは考えておりませんが、今後、聞こえに関する知識の普及・啓発、そうしたことに力を注ぐべく検討してまいりたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 今は実施することは考えていないということではありますが、今るる」と申し述べさせていただきましたように、町長もお答えいただきましたように、高齢者の難聴に対しての疾患がいろいろとありますので、そういった調査研究、今後も積極的にしていただきまして、町民の健康を安心につなげるように、また今後ともよろしくお願い申し上げます、次の質問に行かせていただきます。

予防接種について、骨髄移植を行う場合、定期予防接種で獲得した免疫が消滅し、感染症にかかりやすくなると言われています。感染症を予防するためには、移植後の再接種が推奨されます。再接種費用の助成制度の実施をとの質問に、昨年の方では費用助成を検討するとのことであったが、検討結果をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 骨髄移植後の予防接種費用助成事業につきましては、現在、要綱を制定するべく、準備を進めております。

令和6年度から、接種の必要な方があった場合には費用の助成の対応をしております。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 次、行かせていただきます。

町営住宅等について、町営住宅は、令和5年3月22日現在、143戸中25戸が空きとなっており、中でも、蒲生野団地は24戸中15戸の空き数と七、八年前と変わっていません。半数以上が空きとなっていますが、現在の蒲生野団地の空き戸数をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 蒲生野団地の空き戸数は、現在、12戸となっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） ホームページなどを使って周知するとしていましたが、申込みなどの現状をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 特定公共賃貸住宅は、町ホームページで随時募集している旨を掲載しています。また、公営住宅は、あんしんアプリでの情報発信とともに、別途、ホームページで募集を掲載しております。

なお、令和5年度に公営住宅の募集は4回行いました。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 4回していただいた中で申請などあったかどうか、その点お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 4回のうち、6戸の募集をいたしまして3戸の申込みがありました。次も、2戸の募集に対して1戸の応募がありました。随時募集がありまして、4回目につきましては、3戸に対しまして5戸の応募がありまして、選考委員会のほうで決定させていただきました。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） すみません。聞き漏らしたかもしれませんが、今報告いただいた戸数については町営住宅ということで、特公賃とはまた違うのかどうか、その点お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 今、報告いたしましたのは、公営住宅の募集に関わるものがあります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 蒲生野団地についてなんですが、公営住宅長寿命化計画の見直しを行い、必要な工事を計画的に実施したいとされていましたが、その後の対応をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 今年度に、京丹波町公営住宅長寿命化計画を改訂することとしておりまして、予算措置をしております。

現在の計画を改訂した後は、計画に基づき令和7年度以降、工事を順次、実施してまいります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 今の公営住宅長寿命化の件に対しては、蒲生野団地のことだと思うんですが、蒲生野団地で今12戸空きがあるとの答えいただきましたが、この12戸の空きについての改修工事なのか、その点伺いたします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 蒲生野団地につきまして改修計画に盛り込んでおります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 何遍も申し訳ないです。空き戸数の改修をされているのか。全体の長寿命化計画でされるのか。その点伺いたします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 全体の改修となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 入居の申込みが少ない原因としてどのようなことが考えられるのか伺います。これは特に公営住宅の蒲生野団地についてなんですが、お聞きいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 入居に関する問合せを受けておりますが、入居者要件に合致しないから、入居に結びついていないと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 入居の要件に当てはまらないというのは、具体的に申し述べていただけることがありましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 特定公共賃貸住宅の入居要件は、所得の基準がございますので、その所得の基準を満たしてるかどうかになっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 5番に行きます。

蒲生野団地に住んでおられる町民の皆様がよく言われるのには、特定公共賃貸住宅ということで、入居できる要件として特にどのようなことがあるのか今お聞きいたしました。また、入居できるハードルを下げることや、新しく入居する方に、町独自の支援サービスをつけるなど少しでも多くの方が入居できるよう考えることはできないのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 特定公共賃貸住宅の入居要件は、京丹波町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第6条で、入居者の資格を定めております。

要件としましては、1番、世帯での入居であること。ただし、単身者住宅（エスポワールわち）は単身者のみです。2番、所得基準に該当するもの。3番、暴力団員でないことがございます。

入居できるハードルを下げることや、独自の支援サービスをつけることについては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく特定公共賃貸住宅であることから、入居できる基準を下げることはできません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 今お答えいただきましたが、町独自の支援サービスということも、条例に差し障ってそういったこともできないということなのか、再度お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 他の市町の状況を加味しまして、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

（音声なし）

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 法律では改正することができませんので、周りの市町村の状況を確認させていただき、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 再質問なんですが、少しでも多くの方が入居できるように考えることはできないか伺います。住宅の空きが続いている現状であります。今後の対応はどのように考えているのか、その点伺いたします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 今後、町営住宅の修繕等を進めていきまして、入居のほうを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 今、修繕していただくことは了解いたしましたでしたが、修繕していただいていたとしても、入居のハードルが高かったら、申請されても、世帯でなかったらあかん、単身であっても所得がなかったらあかんとかいろいろ条例は続いています。こうした多くの戸数が空き数となっていることに対して、今後、改修をしても、このような状況が続くということがあれば、やはりハードルを下げるといえるのか、町独自の支援サービスをつけて、みんなが入りやすいハードルを下げるべきと考えます。また条例の改正も必要かと思いますが、国やら府のほうから特公賃ということで、なかなかそういうことは変えられないことはよくこれまでもお聞きしましたが、国や府にもこのような状態を訴えていただきまして、ハードルを下げていただけるような条例改正とか、そのようなことまでもやっていただきたいと思えますし、入っておられる皆さんの声としては、本当にたくさん空きがあるので、若い方にもどんどん入ってきていただきたいという思いがあるとお聞きしましたので、この辺のことについての町長の所見をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） おっしゃることは理解できるところでございます。どうも需要と供給にギャップがあるような気がいたします。しかし、建設した経緯からいって、特定公共賃貸住宅というのは、一つの法律に基づいてつくったものであることもまた事実であります。しかし、これを盾にとりて、需要があるのに供給できないというギャップがあるのは、少しおかしいんじゃないかとも思われるところがあります。ここはできないということじゃなしに、工夫する余地はあると私は思っております。時代の要請にかなったやり方というのは工夫するべきであろうと。そういうことで、今、課長のほうから、近隣の市町の状況を研究するという答弁になったことであります。

今後とも、かたくなに特公賃だからということ、それも一つの盾としながら、今度どのよ

うにした現実的な対応ができるかの工夫をさせてください。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） よろしく願いいたします。

これまで住宅を退去された要因とかそれぞれあると思いますが、発言できる範囲でお願いいたします。また、直近2年間に退去された件数をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 退去の理由は把握しておりません。直近2年間の退去件数は16件でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 16件のうち、公営住宅と特公賃の2つに分けてお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 退去件数の内訳なんです、公営住宅10戸、特公賃が6戸、計16戸となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 町民様も、また飛躍して一戸建てとかそれぞれ進む道があると思いますし、いろいろ要件はあると思いますが、退去された要因の中で、ほとんどの方が仕事に就かれて、収入が多くなって、住宅の利用料がたくさんになったという方もあるかと思っています。その方についてのいろんな話も私お聞きいたしました。みんなが社会人となって収入が多くなって、これまでの家賃の2倍、3倍となるようなそういったケースはあるのかなのか、その点お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 退去に関しては、詳細な理由までは求めておりません。所得のほうなんです、公営住宅では所得基準が15万8,000円以上を超える場合については、特公賃へ移っていただいたこともあります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） これまで住宅の利用料がすごく上がるということで、退去された方については、もう少し町としても配慮していただけるようなことがあればお願いしたいと思っていますし、また今後とも住みやすい住宅環境をよろしくお願い申し上げまして、最後の質問

に入らせていただきます。

府営住宅角団地は、草が生えっ放しでごみの山になっているところもあり、人が暮らせるような環境とは考えられない住宅であります。府に改善するように要望していくべきと考えるが、見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 府営住宅の管理者へ要望していきます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 私、和知のほうに入らせていただいて2年半になるんですが、全然変わってないんです。住んでおられる方もあるように聞いておりますし、本当に環境としても、周りの方はそれほど苦情はお聞きしてないのですが、私自身通るのが怖いようなところ辺もありますので、強く府のほうに改善いただきますように、今後ともよろしく願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（梅原好範君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩に入ります。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、谷口勝巳君の発言を許可します。

8番、谷口勝巳君。

○8番（谷口勝巳君） 8番議員の谷口勝巳でございます。

ただいま議長より許可を得ましたので、令和6年第2回一般質問を行います。

4項目の質問事項、第1項目、農業振興について。第2項目、林業振興について。第3項目、防災減災について。第4項目、地域商社についての4項目で質問いたします。

質問に入ります前に、5月23日に通告書を提出いたしました。その1週間後にうれしいニュースが飛び込みましたので、一言発言いたします。

食料安全保障の確保を基本として、4本の柱を設定し、第4章第56条からなる改正、食料・農業・農村基本法が、5月29日、参議院本会議で賛成多数で成立いたしました。1999年の制定から四半世紀を経て初めての改正であります。この間、農政の憲法と言われながら、政府は違憲、いわゆる憲法違反を続けてきました。食料自給率の目標はただの一度も達成されず、農地と担い手は減り続けております。そして、農村の衰退が続いております。

農政の憲法とされる基本法が改正され、日本農業は大きな転換期を迎えます。政府は、今後、改正法に沿った具体的な施策の検討や予算の充実が重要としております。農業従事者にとっては明るい材料であり、注意深く見守る必要があります。また、折に触れ質問をしていきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

1 項目、農業振興について。

農水省では、地球温暖化防止や生物多様性保全等に貢献していくため、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う環境保全型農業直接支払交付金を平成23年から実施しています。

特に、SDGsや環境に対する関心が国内外で高まる中、化学合成農薬・化学肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷低減を図り、将来にわたり、食料の安定供給と農林水産業の持続的な発展を目指すこととしております。

そこで、本町としては、今後、環境保全型農業直接支払交付金にどのように取り組んでいくのか、考えをお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 本町におきましては、令和5年度末時点で質問のありました制度に取り組む団体は2団体となっております。令和6年度には2団体が追加となりまして、計4団体の申請を見込んでいるところでございます。

令和4年4月にみどりの食料システム法が成立いたしまして、令和5年3月には、京都府みどりの食料システム基本計画が策定されました。本町におきましても京都府の計画に参画していくところでございます。

この取組につきましては、堆肥の施用による水質汚染の防止や二酸化炭素の排出量の削減により地域ぐるみでSDGsへの貢献や耕畜連携の推進が図れたり、また、有機農業により農作物の付加価値を高めたりと、環境に優しい農業に取り組む農業者の支援も引き続きしてまいりたいと考えているところでございます。

また、有機農業や堆肥の施用に加えまして、緑肥作物の作付取組（カバークロップ）につきましても、新しく今年度取り組みいただく予定となっております。取組面積を拡大するための支援を併せてしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○8番（谷口勝巳君） 前向きな答弁であったと思います。

京丹波町としては、現在、中山間直接支払交付金、多面的機能支払交付金の大きな交付金が発生しております。この環境保全型農業交付金については、平成２３年度からスタートはしておりますけれども、京丹波町としては取組はまだ浅いということで、今後どのような周知・指導をしていくのかお聞かせください。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） この取組につきましては、なかなか農家の皆さんに周知ができていない、取組がまだまだ浅いかなということは認識しておりまして、また、堆肥の活用につきましては、それぞれ農家さんで田んぼに堆肥をまいていただいていることは現状であると思いますので、そういった方々につきましてこういう制度を活用してできるような方法とか、こういうのは積極的に広報に努めてまいりたいと思いますし、これを含めまして、今ありました多面的機能や中山間、そしてこの環境保全型農業につきましても、一つの日本型直接支払制度ということに位置づけられまして、先ほどありました食料・農業・農村白書、５月末に報道発表されましたその中にも盛り込まれておりますので、町としましても積極的に広報活動に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内課長、質問者は具体的な広報の方法を尋ねておられます。

山内課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 広報につきましては、今ありますホームページやあんしんアプリ、また文字放送、そして定期的に行ってます農家組合長会議などを活用しまして、広報できたらと考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○８番（谷口勝巳君） ありがとうございます。

特に、国内外で先ほど言いましたようにＳＤＧｓの環境に対する非常に関心が高まっております。この制度については、それにマッチするものだと思いますので、積極的な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、林業振興について質問いたします。

令和６年３月６日、南丹市と京丹波町、そしてオムロンソーシアルソリューションズ株式会社の三者が林業活性化に向けた連携協定を締結しました。

特に、本町は森林面積８０％のうち４０％を占める広葉樹の材を含めた町産材の価値を高めるサプライチェーンの構築とされております。

そこで、質問いたします。

1 番、締結から 3 か月現在の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） まず初めに、議員からございました食料・農業・農村基本法の改正、これは私も非常に歓迎しております、今後、農業の振興が一層図れるようになればありがたいなと思っております。なんせ農政の憲法と言われてるものですから、非常にうれしいことだと思っております。

協定以降、本町の森林の約 6 割を占める広葉樹林の有効活用と付加価値向上を図ることを目的に、町内の広葉樹の現状、そして町外 2 社の木製品メーカーへ木材の流通性のヒアリングの実施をいただいております、引き続きまして、樹種や木材の等級に合わせた使い方、そして流通方法の調査などの業務を、現在、オムロンソーシアルソリューションズ株式会社に委託する準備を進めていると、そういう状況です。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○8 番（谷口勝巳君） 締結期間は 2027 年 3 月までの 3 年間としておりますけれども、到底 3 年間では京丹波町の森林のめどがつくというか、完了には程遠いと思います。

そこでお聞きします。

再締結の可能性あるのかお伺いします。

○議長（梅原好範君） 栗林産業建設部長。

○産業建設部長（栗林英治君） 先ほども町長から答弁があったわけではございますけれども、本協定に基づきまして、本町の広葉樹林をうまく活用いただくという中で、利用についてはフローリング材や壁材等、また家具材等も見据えて、現在、取組を進めていただいております。

そうした状況の中で、森林の価値の向上であったりとか木材の持続的利用と森林の循環を図ることによりまして、森林所有者への利益還元と地域経済の活性化、そして森林の持つ多面的機能の発揮を目的とした協定でございますので、有効期限満了時には目的の達成状況でありましたり、プラットフォームの構築状況等によりましては期間延長をしなければならないというようなことがあろうかというように思っておりますし、さらにこの協定を延長し、本町の広葉樹林をうまく活用するようなことにもつなげていくというようなことから考えますと、締結の三者で協議を行った上で決定をしていきたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○８番（谷口勝巳君） ご案内のとおり、天然林の管理については再三一般質問でさせていただいた経緯がございます。そういう事業が拡大すれば、大幅な人材確保や重機が必要不可欠と思われるのですが、考えをお伺いします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 森林の所有者への利益還元と、地域経済の活性化実現を目的といたしておりますことから、雇用の拡大、また、森林の持続可能な新たな経済循環ができるんじゃないかと私は大いに期待をいたしております。人材確保や重機の導入についての課題を考えていかなければならないようになることは、この取組の成功とも考えられるわけでありまして、そうしたことの実現に向けまして、様々な関係者の協力を得ながら進めていきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○８番（谷口勝巳君） 本町の森林資源を有効活用する絶好の機会でもございます。近年の森林の状況を見ると、森林を放棄しているため、キクイムシという虫が発生しまして、生態系の破壊等により森林は傷んでおります。この際、森林環境譲与税、また、本年度から始まります森林環境税を利用して積極的な事業展開をする考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 広葉樹林の利用につきましては、今まで薪とか炭の利用が非常に多かったわけですが、今回こういうことで、広範な利用に供するという可能性が出てきたことは、本町にとって本当にうれしいことだなと思っております。

今年度は、オムロンソーシアルソリューションズ株式会社に委託予定の業務につきまして、森林環境譲与税を充当していきたいと思っております。この森林環境譲与税でございますが、昨年度から全国的にもっと農村部、林業の盛んなところへ配分率を高めてほしいという政府に対する要望を積極的に行ってまいりました結果、若干ではありましたが、配分率が高くなって額も多くなっております。そうしたことをぜひ積極的に活用してまいりたいと思います。

今後は、国内産の流通が少なく、流通経路もあまり確立されていない広葉樹にも着目して、協定目的が達成できるように、森林環境譲与税を有効活用しながら事業を積極的に展開を行ってまいります。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○８番（谷口勝巳君） 森林環境譲与税につきましては、町長言われましたように、配分が変

わったということで、多少増えたということなんですけれども、３番で言いましたように人材確保がなかなか難しく、山はあるけれども、譲与税がある。ただ、仕事に入れないという市町も報道では耳にしております。何とか人材確保が重要なポイントだと思いますので、しっかり検討していただいて、人材の確保を重点にさせていただきたいと思っておりますし、森林環境税につきましては、１年１，０００円ということなんですけれども、自分の１，０００円が山に使われるということは非常に皆さん興味深いと思われまますので、目的税ですので、ほかに転用できませんので、ぜひ山にしっかり使っていただいて、京丹波町の森林を生かして行ってほしいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

３番、防災減災について質問いたします。

近年、世界では地球温暖化の影響で、常に雨の降らない地域で大雨による大洪水が起きたり、大型サイクロンで島全体が壊滅的な被害が出るなどしております。日本においても、毎年のように雨の降り方が局地化、集中化、激甚化して尊い命が失われております。

また、毎年のように発生する巨大地震など、本町においてもいつ災害に見舞われるかわかりません。大切なことは速やかな避難であり、避難所の安全性が問われます。

そこで質問いたします。

一次避難所数、二次避難所数の数を伺います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 一次避難所といたしまして８９施設、二次避難所といたしましては２３施設を指定しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○８番（谷口勝巳君） 一次避難所８９施設と聞きました。公民館が中心と思われますけれども、耐震診断は完了しているのかどうか伺うとともに、今後の予定をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 一次避難所につきましては、先ほども少し申し上げたかもしれませんが、身近な避難ということでございまして、各集落のコミュニティ施設である公民館等を指定させていただいておりますことから、耐震診断等に関しましては、所有者であります区の判断において対応いただいているのが現状でございます。

耐震診断を実施される場合につきましては、京丹波町公民館等集会所耐震化事業補助金というものを設けておりますので、こちらのほうの活用をいただきたいというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○8番（谷口勝巳君） 公民館につきましては、半世紀以上過ぎた公民館もたくさんあるようにも想像いたします。避難していてそこで被害に遭うということは、これは避けるべきであると思いますので、耐震診断を周知徹底していただいて、要請といいますか指導をしていただきまして、耐震診断はきちっとするようにお願いしたいというふうに思っております。

3番に移ります。

耐震補強が必要になった場合、町はどのように支援するのかお伺いします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 先ほど申し上げた補助金がございます、まず耐震診断をしていただきました後に耐震改修をしていただく補助金となっておりますので、こちらのほうをご活用いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○8番（谷口勝巳君） 転ばぬ先のつえといいますか、起こってしまってからでは取り返しがつきませんので、しっかりと対応のほうをよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、4番に移ります。

地域商社についてお伺いいたします。

1番、ふるさと応援寄附金は、令和4年度実績は2億2,000万円と対前年比170%となっております。令和5年度は12月時点で3億円でありましたが、令和6年3月末の実績をお伺いします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） ふるさと応援寄附金の件でございます。本町における令和5年度のふるさと応援寄附金実績につきましては、令和6年3月末時点で3億5,702万5,100円となりまして、前年度比で言いますと160%と躍進をしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○8番（谷口勝巳君） 絶好調というか、150%以上の伸びということになっております。今後の伸び率の予想があればお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 今後の伸び率につきましては、多様な要因が影響しますので一概には申し述べるのが難しいですけれども、ただ、令和6年度の4月、5月はもう終了しております、その寄附実績から言いますと対昨年度比で130%になっているという状況でございますので、今後もさらに伸ばしていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○8番（谷口勝巳君） さらに実績を積み上げるためには、必要なことは返礼品の充実と考えますが、今後の戦略をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） これまでの実績から見ましても、返礼品の拡充と寄附金額の関係というのは比例をいたしております、返礼品点数の増加とともに寄附金額も増えていくということは、相関関係が明らかになっております。

したがいまして、今後におきましても、魅力ある返礼品の開拓はもとより、出品事業者や様々な企業や団体などと連携しながら、既存の返礼品についてもブラッシュアップいたしまして、京丹波町の魅力ある地場産品を全国に売り出していきたいと考えております。

なお、昨年、京都府が京都版市町村連携型ふるさと納税という、京都府自身がふるさと納税を行うということで市町村に協力を求めてまいりました。この中で京丹波町が第1位になっております。非常にこれはありがたいことで、京都府に大いに協力できたかなと思っております。これは京都府ふるさと応援交付金の制度設計で、京都府に納入されたふるさと納税額の一定割合の金額を市町に還元するというものでございます。その中で京丹波町は1位になったということを、この際、報告をさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○8番（谷口勝巳君） 京丹波町をPRするためにも、ふるさと納税は一つの戦略だと思いますので、今後の伸びを期待しておりますので、努力のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

続きまして、地域商社の三本柱であります農産物の流通事業につきまして、現在の農産物の契約農家数をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 現在、京丹波町観光協会の中にあります地域商社によりまし

て実施をしております、議員もおっしゃいましたコンパクト型流通事業というものでございますけれども、それぞれ買取量の差異は当然あるということでございますけれども、約50軒の農業者と取引をさせていただいたと報告を受けております。

その中でも、常時、買取をさせていただいている常連と言われるような契約農家は、おおむね20軒から25軒の間で推移をしていると伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○8番（谷口勝巳君） 新規就農者も、かなり今、京丹波町も増えている状況でございます。販売する先はJAもありますし、道の駅もございますけれども、ちょっと付き合いもあるんですけど、地域商社は流通事務につきましてはかなり親切です。手間が農業者にかからないという情報もいただいておりますので、非常に取引がしやすいという情報も入っております。ぜひ新規就農者を増やすためにも、新規就農者の収入を上げるためにも、地域商社に頑張ってもらっていて、50軒の方を100軒にも伸ばしていくように、また新規就農者を獲得するように、ご苦労さんですけども頑張ってほしいというふうに思います。

これで質問を終わります。

○議長（梅原好範君） 谷口議員、大項目4（4）について、もうそれは取消しされますか。

○8番（谷口勝巳君） 言ったつもりです。

○議長（梅原好範君） ご意見は言われましたけど、ただしられませんよね。もう結構ですか。

○8番（谷口勝巳君） はい、結構です。

○議長（梅原好範君） これで、谷口勝巳君の一般質問を終わります。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

10番、東まさ子君。

○10番（東まさ子君） それでは、ただいまから、令和6年6月議会の私の一般質問を行います。

まず最初に、水道事業について伺います。

4月16日、浄水場などの共同化や水道料金を統一化する水道事業の広域化に関する京都府による意見聴取会議が開かれたとの新聞報道がありました。また、本町では、令和6年度予算に、料金改定計画作成業務委託料として1,160万円を計上しております。本町は、2020年度から2029年度までの10年間に取り組む水道事業をまとめた水道事業ビジョン2020を策定しております。3月の予算委員会では、ビジョンが示すスケジュールに

あるように、本年度に料金制度の見直しをするとの答弁がありました。

そこで、今回取り組もうとしている具体的内容、それと検討状況についてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） 今ご質問にありました意見聴取会議は、議員からもありましたように、京都水道グランドデザイン及び京都府水環境構想2022に基づきまして、京都府及び上下水道事業者が上下水道基盤強化に向けて実施している事業やその取組につきましの確認と評価のために、第三者の視点から意見聴取するため京都府により実施されたもので、これまでの取組状況と今年度の計画内容について、7名の委員から意見を聴取されました。

本町におけます料金改定計画策定業務につきましては、今もありましたように、京丹波町水道事業ビジョン見直し等検討業務とを関連することから、同一業務として5月30日に契約締結いたしましたので、検討はこれからということになっております。

今回の業務につきましては、水道料金適正化検討業務といたしまして、現状の経営分析、財政収支計画の取りまとめの中で数パターンの検討をいたしまして、それぞれに対して必要な水道料金単価を試算することとしております。

あくまでも、上水道事業の経営状態における適正な水道料金の試算が目的でありますので、この業務の成果を基に、直ちに料金改定に係る手続を実施するものではありません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 今答弁がありました。経営分析などを行って、数パターンの単価を算出するというものでありました。これによって、すぐ使用料の改定をするということではないというふうなことも答弁にありました。

水道行政が令和6年4月から厚生労働省から国土交通省、また環境省へ移管されることになりました。

ちょっと水道法の紹介をさせていただきます。

水道法の第1条には、水道の布設及び管理を適切かつ合理的なものにし、水道を計画的に整備し、これはちょっと法律で変わってるかもしれない部分ですけれども、水道事業を育成することで、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とすると定められております。水道には、清浄、豊富、低廉という大事な三つのことがあり、清浄とは清潔で飲むことができる水ということであり、豊富は蛇口を

ひねれば幾らでも出てくるということでもありますし、低廉は安いということでもあります。お風呂や料理など日常のあらゆるケースで、豊富で安く使えるということが水道法のポイントであります。そして、国が公衆衛生の向上の責任を負っております。みんなが衛生的に暮らすために公衆衛生を国の責任でやらなくてははいけません。

また、水道は、今も水道法にありましたように、日常生活に直結し、健康を守るために欠かせないものであります。水が貴重な資源であり、国や自治体は、水源、水道施設、周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な政策を行う必要があります。自治体は地域の条件に合わせて計画を立て、国は技術的及び財政的支援をすることが求められております。

5月30日に契約をしたということでありましたけれども、これはどこに契約をされているのか、もう一度お聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） 5月30日に契約をさせていただきました業務につきましては、水道事業ビジョンですね。一番最初に、5年前に契約をして策定の業務をいただきました、極東技工コンサルタントと随意契約という形で契約をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 数パターン単価を算出するということでありましたけれども、今水道法を紹介させていただきましたように、命の水として水質の維持、そしてまた低廉であることが要求されております。

以上のことを踏まえて、料金改定計画についてよろしくお願ひしたいと思っております。

また、施設の経年劣化更新というのは、計画的に行わなくてはいけないと思っております。料金の改定にもこういう事業にも関連してくると思っておりますけれども、経年劣化の更新については計画的に進めていくということになっているのか。

また、国交省が所管することで補助の仕組みというのは変わるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） 先ほどありました水道事業ビジョンの中に、議員からもありましたように、2020年から2029年までの10年間に取り組むべき事業を整理しております。持続・安全・強靱の3つの観点から目標を実現するために13の施策を掲げております。今もありました経年劣化によるということも含めてなんですけれども、水道施設や

管路の耐震化というようなところで計画のほうをしておりますので、こちらも含んでおるということになっております。

また、この4月から、厚生労働省から国交省に所管省庁が移管されたということであるんですけども、あくまでも管理監督する省庁が変わったというところでありまして、補助金の制度内容等の変更についてはないように今のところ聞いております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 新聞報道で、南丹市長が施設の共同化の際には、新たに市内に水道を引き込むためのポンプや配水管などの整備負担が発生することに触れて、財源をひねり出すのは難しい。各市町の思いをヒアリングする機会を設けてほしいと紹介されております。

水道については、国が示した水道ビジョンに基づき、京都府が平成30年度に京都水道グランドデザインを策定、その後、本町が京丹波町水道事業ビジョン2020を策定しております。その下で、今回、京都府が京都水道グランドデザインを令和5年3月に改定しております。それに基づいてかどうかあれですけれども、本町は、令和6年度予算に水道事業ビジョン見直し業務として801万円を計上しております。町の水道事業ビジョン2020策定後5年ということで、中間見直しをしようとしておりますけれども、具体的には、本町の水道事業ビジョン2020の中のどの部分について見直しをしていくのか。広域連携でありますとか官民連携については、ビジョンの中に見直しをしていくというようなことも計画されておりましたけれども、この見直しについて具体的にはどういうことなのかお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） ただいま、水道事業ビジョンの見直しについてということでありますけれども、今もありましたように、5年目となる本年度、2024年度に見直しを行うこととしておりまして、各施策の進捗状況や設定した目標の達成度、これを検証なり評価するための業務となっておりますので、どの部分ということではなしに、今もありましたように、検証を評価する中でそれぞれ見直しする場所が今後はっきりしてくるのかなということになっております。

また、広域化につきましては、広域連携ということで、特に京都水道グランドデザインにおきましては、南部、中部、北部とそれぞれの圏域ごとに水道事業の基盤強化を図る必要な協議がこれまでも行われておりまして、本町につきましては、亀岡市、南丹市と中部圏域ということで検討しております。これまでの広域化につきましては、事業の経営の統合のイメ

ージが強く、議論が進まないといった実情があったと聞いておりますが、今後推奨される管理の一体化や施設の共同化といった業務の共同化も広域化の一つとして検討が進められていくというふうに聞いております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 管理の共同化でありましたり、施設の共同化ということが今言われましたけど、南丹市長も言っておられるように、そういう共同化になりますと負担が増えるというようなこともあります。具体的にどういうことができるのかということもあります。

そこで、京都府が令和5年3月に改定した中身の特徴的なものがありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） すみません。今議員おっしゃった令和5年に改定された特徴的なところですけども、私、不勉強でありまして、この場でお答えできるだけの資料を持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 施設の共同化または水道料金の統一化というようなことも挙がっていたのではないかと考えております。いろいろ水道法に掲げられている方針に基づいて進めていくことが必要だというふうに考えております。

次に、2点目であります。

マイナ保険証について伺います。

国が、今年12月2日から健康保険証を廃止して、マイナ保険証に一本化することについて伺います。

現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証に統一される12月2日まで半年となりました。マイナ保険証の利用率は4月で6.56%と依然低迷しております。なぜ低迷しているのか。それはメリットを感じていないということであると思っております。国民から受け入れられている事業とは言えません。別人データの誤登録などで国の総点検がされましたが、その後も医療機関でトラブルがあり、健康保険証で資格確認を取ったとの調査結果もあり、今なお紙の保険証なしでは安心して医療にかかれない状況があります。

そこで、1点目、任意であるはずのマイナンバーカードの取得が、保険証を廃止してマイナンバーカードへ一本化することにより、事実上強制となることについて、見解を伺います。

○議長（梅原好範君） 木南健康福祉部長。

○健康福祉部長（木南哲也君） マイナンバーカードは、住民の利便性向上を目的に導入されているものでございまして、取得はあくまでも任意であります。強制されるものではないという認識であります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 本人申請がなくても届いていた国民健康保険証が届かなくなることが考えられますが、そのことについて見解を伺います。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 現在交付をしております国民健康保険被保険者証は、有効期限であります令和7年3月31日まで使用していただくことができます。マイナ保険証を保有されていない方は、この被保険者証の代わりとなります資格確認書を申請いただくことなく交付することになるため、特に問題はないと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 特に問題はないという答弁でありました。

しかしながら、これまで申請がなくても届いていた保険証については、これは全ての被保険者に無差別・無条件に保険者を通じて交付してきた国の社会保障責務、国の責任でありましたけれども、これが大幅に後退すると言えるのではないかと思いますけれども、見解がありましたらお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 先ほど申しましたように、マイナ保険証を保有されていない方には、被保険者証に代わります資格確認書のほうを交付をさせていただくことになっておりますので、特に問題はないというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 岸田首相は、12月2日廃止することを変えずに、カードを取得しない被保険者に発行する資格確認書、今、課長から答弁ありましたが、申請がなくても発行するとしておりますが、マイナ保険証を持たない人をどう確認するのか。膨大な事務作業を本町が担うことになるのではないかと思いますけれども、見解を伺います。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 現時点では、国から資格確認書の発行方法等、具体的なものはまだ

だ示されておりましたが、今後何らかの方法でマイナ保険証を持っておられる方の情報が提供され、その情報を基に、マイナ保険証を持っておられない方に資格確認書を発行することになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 一昨日でしたか、後期高齢者医療の保険料率についてというピラが新聞折り込みされておりました。その中で令和6年8月とありましたけれども、これは7月の間違いじゃないかなと思って見てたんですけど、令和6年8月は例年のとおり有効期限令和7年7月31日の被保険者証の更新を行うとありました。また、12月2日からは、現行の被保険者証は発行されないということでありました。

また、12月1日時点で手元にある有効な被保険者証は、12月2日以降、有効期限である令和7年7月31日までは使用可能であると説明がされておりました。

そこで、保険証の有効期限が切れた後、マイナ保険証を持たない人に対して発行される資格確認書ということになります。答弁ありましたけれども、改めて国保では職権で交付されるのか。被保険者全員に交付なのか。有効期限についてもお聞きをします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 国保の関係でございますけれども、先ほど申しましたように、本町、今現在、被保険者証を交付させていただいている期限が令和7年3月31日までとなっておりますので、それまでは現在の被保険者証を使用いただくことができます。ただし、先ほど議員もおっしゃいましたように、12月2日からは被保険者証を発行しないということになりますので、有効期限内であっても転入転出等変更があった場合には、新たに資格確認書のほうを交付をさせていただくことになります。それと、資格確認書でございますけれども、これにつきましてはあくまでマイナ保険証を保有されていない方に交付ということになっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 有効期間もお聞きしたので答弁してほしいのと、それから、マイナ保険証を持っている人にも、後期高齢者の者については資格確認書ではないけれども違うものを出すということでありましたけれども、それはどうなっているかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 失礼をいたしました。まず、資格確認書の有効期限でございますけれども、これにつきましては5年以内で保険者のほうが定めるということになっております。近隣等の市町の状況も見ながら決定をさせていただきたいなというふうに考えております。

後期高齢者医療につきましても、基本的には同じということになります。ただ、後期高齢者分の有効期限でございますけれども、令和6年8月1日から令和7年7月31日までの被保険者証を交付する予定としておりますので、この期間内は今度8月に発行させていただきます被保険者証が使えるというようなことでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 資格確認書については、マイナカードを持っていない人ということでありました。持っている人でも、医療窓口でそれを使わないのが今の状況から見たらありますね。そういう人たちに対する証というのを交付するのではありませんか。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） この資格確認書でございますけれども、あくまでマイナ保健証をお持ちでない方に交付ということになっておりますので、マイナ保険証をお持ちいただいている方については、そちらのほうの利用をお願いしたいということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） マイナ保険証を利用していただきたいという国の方針もそうですが、今の利用実績から見たら本当に僅かですので、正式な名称は忘れたんですけども、資格確認書ではない別のものをマイナ保険証所持者にも交付するということになっていると思うんですけども、それについてお聞きしているわけであります。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 基本的に資格確認書ということで理解をしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） このことについては、またお聞きします。

次に、国保等の短期被保険者証の廃止が盛り込まれているが、廃止による影響について伺います。

機械的に10割負担にならないように、支払えない事情の把握や相談など、短期被保険者証を発行することが一定の歯止めになっていたと思いますが、そうした裁量が制限され、医

療にかかれないうことにつながることはいないのかお聞きします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 短期証の廃止によりまして、短期証の交付時にこれまで実施をしておりました滞納者の方との面談がなくなるといううなことで、そうしたあたりは把握することが難しくなるかなというふうには考えておるところでございます。まだ具体的に示されたものがございませぬので、またその辺りを確認をさせていただきながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） これをしっかりとって、医療にかかれないうことにならないようにしっかりと対応していただきたいと思ひます。

次に、国民皆保険制度の下で、医療保険による医療給付を受ける権利を保障するのが保険証であります。国民の受領権、また国民皆保険を守るためには、保険証の廃止は撤回すべきと考えますが、見解を伺ひます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） マイナ保険証というのはい、国が進めるデジタル社会構築の基盤に位置づけられているものでございまして、国の方針ですから、国において判断されたらいいと思ひっております。しかし、全てがデジタル社会へ移行するという現状にあるわけですから、私は一つの潮流だと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 今、町長の答弁にもありました。デジタル化ということですが、マイナ保険証を使用したオンライン資格確認書を通じ、医療機関の間、また介護事業者、そして自治体の持つ健康保険情報が共有される全国医療情報プラットフォームづくりが目指されているのではないかと思ひます。こうした情報が公的な医療、社会保障だけではなく、民間営利産業に使用される危険性も指摘がされております。自らの受診や健康情報を自ら管理できる仕組み、自己情報コントロール権なしにこうした仕組みがつくられることは、人権上許されないうと思ひますけれども、こういうことが進められていくようになるのか。どういふふうには認識されているかお聞きをしたいと思ひます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 有用な情報については相互にやっぱり利用し合える。それがデジタル

社会だと思っております。しかし、いろんなリスクもあることは事実だろうと思います。それは防御するべく仕組みの問題だと思います。技術はやっぱり高度化していく。そういう一定程度の防御する仕組みというのは、これから構築しなければならないということだと思います。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 次に、子どもの医療費助成について伺います。

この質問については、昨日、居谷議員も質問され、同じ内容になっております。

課長答弁では、高校生については償還払いということになっているけれども、郵送での方法もあるということで紹介がありました。

しかしながら、子育て世帯の皆さんの声を聞く中で、やはり大変な子育て、気持ちの面でも経済的にも負担にならないようにということで、償還払いでありますと一旦は病院で窓口負担をしなくてはいけないということでもあります。町長が言われる子育て支援ということでもありますので、償還払いにならないような条例改正というか、そういうものも含めた考えはないのか。例えば、高校生に替えて、出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの助成とするなど考えてはどうかというふうに思っておりますけれども、見解をお伺いします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今のご指摘の部分については、5月31日の新聞であります。4市町に新たに無償化ということで、京丹波町も非常に先進的な取組を行っているということ、私はうれしく思っております。ただし、方法については、償還か現物給付かということはありません。昨日お答えしたとおり、京丹波町は、一定程度の理由から償還を取ってるわけです。今のところ現物給付とする考えは持ち合わせておりません。

○議長（梅原好範君） 東議員。

○10番（東まさ子君） 一定の理由というふうにおっしゃいましたけど、この新聞、私も今日持ってきてますけど、償還払いにしているところと病院窓口で無償化にしているところと半々、200円負担というのがありますけれども、償還払いと現物給付は半々ぐらいになってますけど、この一定の理由とか何かそういうものがあるんですか。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 昨日、居谷議員の質問でもお答えをさせていただいたところでございますけれども、高校生等医療助成事業におきましては、本人が就労し、被用者保険の被保険者本人となられた場合や婚姻されている場合に、保護者が養育監護するものではなくなる

ということで、給付の対象外とさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 条例改正したらどうかというふうに提案させていただいたんですけど、条例改正して、高校生をのけて18歳にした場合でも、その中に保護者については監護するという言葉が入っているので、別に問題がないのではないかというふうに思いますが、その点についてお聞きをしておきたい。別に高校生にこだわって償還払いになっているのであるとすれば、その障害をのけたらどうかというふうに思いますが、見解をお聞きします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 先ほど申しましたように、本人が就労された場合とか婚姻された場合に保護者が養育監護するものではなくなるということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 押し問答になりますのであれですけども、町長がおっしゃっているように、本町をこよなく愛しているということによっておられました。持続可能な町にするために、しっかりまちづくりに取り組むということでもありました。やはり1人でもみんなが過ごしやすいとか住みやすいようになるように、特に子育て世代の声は真摯に受け止めて、見直しできるものについては条例を変えてでも行うべきだというふうに指摘をしておきたいと思います。

それから、償還払いですけど、郵便でもできるということでありましたけれども、金額が返ってくるまでどのぐらいの期間がかかるのか伺います。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 申請月の翌月の月末を基本とさせていただいております。これは高校生医療の分だけでなく、国保、後期、福祉医療等の現金給付があった場合、同様という扱いをさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東議員、大項目3の終了時点で暫時休憩を取ります。

これより暫時休憩に入ります。再開は1時ちょうどとします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

東まさ子議員の質問中、大項目４から一般質問を再開します。

東君。

○１０番（東まさ子君） 次に、加齢性難聴者の補聴器購入の補助についてお伺いをいたします。

難聴者の人口は、一般社団法人日本補聴器工業会の推計では１，４３５万人であり、そのうち補聴器所有者は１４．４％にとどまっているということでもあります。その主な理由として、障害者手帳を交付されない中等度、軽度の難聴者は健康保険等の公的補助がないからであり、補聴器が１台５万円から５０万円と高額のため、日常生活に不便を感じながら、その購入が困難になっております。加齢性難聴により社会参加しづらくなっている高齢者を支援するために、補聴器購入補助制度を中等度の難聴者に拡大する考えはないかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 木南健康福祉部長。

○健康福祉部長（木南哲也君） 現時点では町独自の補助制度の実施は考えておりませんが、今後、国や府の動向も踏まえて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○１０番（東まさ子君） 第９期介護保険事業計画等の策定に向けて調査をしておられます。

１，０００人を対象に調査をされておりまして、そのうち６６０人が回答をされております。その中で、最近聴力検査を受けたことがあるかということでありましたり、それからまた、補聴器を使用したいかというような設問をされております。１，０００人のうち６６０人が回答をされて、その中で補聴器を使用したいという設問に対して５７．４％の方が、使用すると答えておられます。こういうふうに要望が高いものについては、今、国・府の動向ということもありましたけれども、検討していくことが必要ではないかと思います。

京都府内でも２つの自治体で実施が、京丹後市でありましたり、それから精華町でありましたり、実施をしている自治体があるわけではありますが、そういう要望の高いものについての今後の検討について、どういうふうに考えているか。

そしてまた、森田議員の質問に対して、聞こえに対する普及、そして啓発を行っていくということでありましたけれども、この内容についても、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 聞こえのことにつきましては、南丹市と京丹波町でふない聴覚言語障害センターのほうに委託をして実施をしております、聞こえと補聴器の相談会、こ

ういった機会を通じて、ご自身の聞こえの状況を把握していただきましたり、補聴器のことについて、必要な情報を得ていただくという機会を設けておりますので、そういったところでご相談をいただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 南丹市とともに委託をして相談会をしているということであります。相談会をして補聴器を購入とか、そういうことにつながっているのかどうか、中身について、どういうふうに生かしているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 聞こえと補聴器の相談会の相談実績につきましては、南丹市とともに実施しておりますので、京丹波町の方のみの人数は把握しておりませんが、令和5年、9回の相談会を実施いたしまして、23人の相談があったと聞いております。

また、中等度の難聴者に対する補聴器について、どのような購入実績があるかということとは、承知はしておりませんが、補装具費の給付に関しては、令和5年度、暫定値でございますが、16件の支給を行ったところでございます。

相談内容につきましては、一般相談ということで聞こえに関する相談、また補聴器に対する相談ということで聞いております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 要望も高い案件ですので、ぜひとも国・府を待たず、実施を検討していくということで取り組むべきではないかと思っております。

次に、5点目、大阪・関西万博問題についてお伺いいたします。

2025年4月13日から10月13日に開催予定の大阪・関西万博は、多額の税金を投入することに多くの反対の声が寄せられております。経費膨張による多額の国民負担や各国のパビリオン建設の撤退や、遅れなども次々明らかになり、矛盾が深まっております。

そのような中、万博成功のために、入場目標である2,820万人を達成するために、近畿各府県が学校行事に取り入れようとしております。京都府も府内の全ての小中学校、高校、特別支援学校の児童生徒を対象に、1人1回参加できる予算3億3,400万円を計上しており、各学校に参加の検討の案内がされていると聞いております。

そこで、伺います。

学校行事は、教育活動として各学校が自主的に決めるものであり、万博に合わせて来年度

の学校行事の見直しを迫るのは問題ではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

大阪・関西万博について、教育的な観点から言いますと、子どもたちの学びに対する興味・関心を高め、また探究的な学びを進める上でも、効果的に活用し得るものというふうに、まず考えております。その上で大阪・関西万博への具体的な活用については、各学校が主体的に決めること、そういうものであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） また、3月28日には、万博会場であります夢洲で、メタンガスによる大規模な爆発事故が発生をいたしました。再び同様の事故が起こる可能性は否定できません。

3月議会では、この参加について検討したいとの答弁もありましたが、今学校が主体的に判断するという答弁もありましたけれども、子どもたちの安全確保の面からも、子どもを動員することはやめるべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ご指摘のように、全ての学校行事は児童生徒の安全を確保することが、これは第一の課題、当然のことと考えております。

各学校が大阪・関西万博を活用する際には、他の学校行事同様に、児童生徒の安全を確保するように適切に指導してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） この夢洲は産業廃棄物の処分場でありまして、地中からは可燃性ガスが常に出ている危険な場所であります。再び同様の事故が起こる可能性も否定できません。また、バスの乗り降りするところから目的地に行くのに、30分も移動しなくてはいけないというようなこともあります。そういう立場から子どもたちの安全、教育効果についてはいろいろと今答弁もありましたけれども、長距離移動することなど、いろいろ課題があるのではないかと思います。この点については再度お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ご指摘の、3月に、そうした事故があるということについてはメディアでも報道されておりますので、私も承知をしております。したがって、具体的な活

用を検討する際の一つの考える材料として、こうした事故の今後の推移に着目をし、そのことも含めて、最終的に各学校が活用するのかどうか、主体的に判断をするようにしてもらいたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 終わります。

○議長（梅原好範君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

次に、山田 均君の発言を許可します。

9番、山田 均君。

○9番（山田 均君） ただいまから令和6年第2回京丹波町定例議会における日本共産党、山田 均の一般質問を行います。

今、歴史的な円安を背景とした物価高が長引く中、6月1日から家計の所得を増やして消費を刺激するためとして、所得税と住民税の計4万円の定額減税が始まりました。しかし、一方では、6月には614品目の食品が値上がり予定とされておりますし、電気料金も7月請求分から、346円から616円も値上がりすることを電力大手10社が発表しました。ガス大手4社も7月分から料金を、95円から121円上昇すると発表しました。また10月には、郵便料金の値上げも予定されております。

国民には生活不安を押しつけながら、国政では裏金事件を受けた政治資金規正法改正案をめぐり、岸田首相は、公明党の山口代表、日本維新の会の馬場代表と会談し、新たな修正で合意したと発表しました。パーティー券購入者の公開基準額を5万円超に引き下げ、実施するのは3年後から、政策活動費の公開は10年後に公開という骨抜きにした内容で、さらに、制度の具体的な内容は早期に検討するとして、仕組みの決定は先送り、企業・団体献金禁止や政策活動費の廃止など、抜本改革とはかけ離れています。

岸田政権は、デジタル化やインボイスで国民に負担を押しつけながら、軍備の増強や敵基地攻撃能力を保有するなど、アメリカ言いなりの戦争できる準備ではなく、外交と対話による平和の取組が何より必要なのです。

岸田内閣の大軍拡は国民の暮らしを潰す、ひどい計画です。大軍拡ストップ、来るべき総選挙で国民の意思をきっぱり示すことが必要です。大軍拡反対の意思をはっきり示そうではありませんか。今ほど国民の願いに応える地方自治体の役割が求められているときはありません。住民こそ自治体の主人公として、町民のよりどころとなる町政を強く求めるものです。

こうした立場から日本共産党、山田 均は、次の4点について、町長の施政の方針につい

てお尋ねをいたします。

第1点目に、農業振興対策についてお尋ねをいたします。

町長は、令和6年度の施政方針で、担い手の確保や育成、特産物の生産振興、農業農村整備、環境型農林業の推進などに取り組んでいくとしております。

1つ目に、担い手育成対策では、地域の中核的な担い手となる認定農業者や新規就農者をはじめ、集落営農組織などに機械の導入や施設整備を支援するとともに、スマート農業を促進するとしています。農業の担い手は、集落や地域の担い手でもあります。担い手確保はもう待ったなしの状況にあります。

具体的には、人の確保をどうするのか。3月議会で私は、地域おこし協力隊を受け入れる方法を提案しましたが、町長は、農業や集落の担い手、この確保についてどのように考えておられるのか、改めてお尋ねをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 山田議員からは何回にもわたって、この農業の担い手育成対策をお尋ねいただいております。確かに現状を見ますと、本当に各集落とも、農業の担い手というのは明らかに不足しておる。将来どうなるんだろうかと、先がなかなか見通せないという現状にあることは、もうどなたから見ても明らかであろうと思っております。これを諦めるのじゃなしに、何かやっぱり手を打たなければならないということもあります。

そういう中で新規就農者対策というのは非常に重要であり、また、現実に新規就農者が一定程度増えているということも事実です。その確保に向けては、京都府などの関係機関と連携した就農サポート体制というのも構築いたしまして、就農相談窓口の設置とか、就農計画作成の伴走支援などを実施するなど、就農しやすい環境づくり、情報発信に取り組んでいるところでございます。

また、人を呼び込むための手段として、移住施策の推進ほか農業体験の実施など、フードバレー構想の取組の中で、課をまたいで横断的に、担い手育成のための施策を展開いたしております。

今までの従来の農業をやっておられた方ばかりで、この京丹波町の農業をこれからも継続していくということが難しいとなれば、やっぱり今日もいろんな議論がありましたけど、とにかく関係人口を拡大するというのも一つの手だろうと思うんですよね。その中で援農隊というんですか、そういう農業をお手伝いしていただく方を発掘していくということが大事で、そういう仕組みづくりというのをやっぱり工夫しなければならないと思うんです。

都市住民の方の農村回帰思考をやはりもっと強めていく。そして、農作物を生産する面白

さ、楽しみというのを、やっぱり体験していただくということも大事だろうと思っております。実際、この町内の農業をやっておられる方の中に、都市から手伝いに来ていただく、草刈りもやっていただくようなことを実践しておられることも、そういう事例もあると私は聞いておるんですね。1つの効果的な事例だと思います。

また、複数集落間の連携・協働による担い手と農地のマッチングも有用であると考えておりますので、地域計画の取組と併せて、そうしたことを推進してまいりたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 今、仕組みづくりということでございましたけれども、確かに若手農業者はネットを使って、いろいろ人の確保なんかもやっております。それはもう事実であります。

今、町長のほうからありました地域計画の関係、それぞれ地域や集落で、その取組をしとるわけでございますけれども、この担い手確保の関係は集落や地域、いわゆる地元任せということではなしに、町も担当者を決めて、地元と一緒に考えて取り組んでいく。今いろいろ町長のほうからもありましたけれども、それも1つの取組としていただきたいと思いますけれども、やっぱり実際にその取組を考えていくということが本当に今必要ではないかと。当然今、地域計画の策定ということで、各集落や地域で取り組んでおるわけでありますから、その中に、その担い手という問題も一緒に考えていって、集落で無理なら、地域での担い手をどうするかと、具体的にやっぱりそういう取組をしていくべきやと思うんですが、やっぱりそういう面では先進地の視察とか、先進地の事例とか、研修会とか、そういうことも取り組みながら、そういうことをやっぱり町も積極的に担当者を決めて、一緒に考えて取り組んでいく。当然必要な費用については、町も支援をするというような、こういう仕組みをつくって進めていくということが今本当に必要だと思うんですけれども、町長の見解、伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今ご提案のあったようなことも勘案していきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） ぜひ、具体的にやっぱりそういうものを詰めていくということを求めていると思います。

2つ目には、今、本町の農業も集落もですけれども、本当に高齢者がもう担い手の中心になっています。規模の大小にかかわらず、高齢者も本町農業の担い手として、しっかり位置づけて、そこに支援もするというようにすべきだと思うんですけれども、この点についての

町長の見解、伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 現在策定に向けて進めてます、今の質問にもありましたように地域計画において、いわゆる認定農業者や大規模法人に限らず、多様な地域内の農業者を地域農業の担い手となっていただきまして、そのように計画を進めているところでございます。

質問のとおり、高齢農業者の方も集落内では大変貴重な担い手であると考えております。必要な支援については年齢等による区分なく、同様に支援しているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 今、担当課長のほうからありましたけども、あわせて規模ですね。そういう経営面積にもやっぱり一定の線引きが必要かと思えますけども、頑張っておられるそういう高齢者のところへもやっぱり一定の支援をすべきやと、こういうふうに思いますので、今そういう対象となる農家というのをしっかり洗い出して、担い手として位置づけて進めていくというようにすべきだと思います。

あわせて、兼業農家も集落の担い手として大きな役割を果たしてもらっております。この兼業農家についても、経営規模の大小にかかわらず農業の担い手としてしっかり位置づけて、例えば共同利用がしにくいトラクターなどを限定して助成をするとか、そういうものも、もう一歩踏み込んだ支援は必要やと思うんですけれども、この点についての町長の見解、伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 栗林産業建設部長。

○産業建設部長（栗林英治君） 兼業農家につきましても中小規模の農業者として、本町の地域農業の貴重な担い手であるというように認識をしております。

現在、個人への農業機械等の補助金につきましては、認定農業者、認定新規就農者を対象に、国の事業、府の事業、そして町の経営体確保育成事業を活用して経営改善計画、それから就農計画の達成に向けたものにつきまして補助を実施しているところでございます。

ご質問のように兼業農家への助成でございますけれども、兼業農家の規模、それから利用状況等、様々な状況も考えられることから、現時点では、新しい制度を設けることは考えておりません。

今もそれぞれの質問の中にございましたけれども、町内において地域計画の策定を進めておるところでございます。その策定の中で様々なご意見も出てくるかというように考えてお

りますので、そうした場合、必要に応じて検討もしていかななくてはならないかなというように思っているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） そういう農業機械の関係で、最近は大形化をされまして、助成を受けるというときには経営面積とか規模が一つの基準になっておりまして、それをクリアするためには非常に大きな面積ということになりますので、そういう基準というのをやっぱり本町の中山間地域に見合った基準に、私は見直すべきだと思うんです。国や京都府の基準に合わすということではなしに、やはりそういう兼業農家、それから高齢者、そういう方が地域の担い手として位置づけられておれば、そういう人も対象にできるような規模に、集落内の面積基準をやっぱり見直すべきだと、こう思うんですけれども、この点についてはどういう考え方なのか伺っておきたいということと併せて、近年全国の市町村でも取り組まれてきております中古農機具についても、これを補助対象に加えると、こういうようにして私は取り組んでいくべきだと思うんです。確かにこれまで何回か、この問題を取り上げました。価格の判断が難しいとか、そういうことも言われておりますけれども、専門誌なんかもありまして、年式とか、使用時間などから算出した価格表もあるわけですから、そういうものも利用して、やっぱり私はそういうところまで支援をできるように取り組むべきやと思うんですけれども、そういう面でいいますと、やはりそういう中古の農機具についても、やっぱり使えるのは使って対象としていく。これもSDGsの持続可能な農業を促進すると、こういう立場からも、私は取り組んでいくべきと考えるんですけれども、町長の見解、伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 先ほどからの質問にもありましたように、兼業農家や個人への農業機械の支援についての規模とその見直しについてなんですけれども、一定、現在、京都府の基準を用いております。また、町で定めてます農林漁業関係補助金につきましましては、集落内で個人で営農されてる方々を複数人、3名以上集めていただいた組織をつくっていただくことで、農業機械の導入の支援ということもしておりますので、集落内で集落営農として考えることも一つでありますし、その中でのもう一つ小さい集落組織、集落の中の組織をつくっていただいて、現在ある補助金を活用いただくということも、またご検討いただけたらと考えているところでございます。

また、中古農機具に関しましては、活用する補助事業にはよりまずけれども、年式や残存耐用年数など確認できる場合には、補助金を活用できる場合があります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 集落内で複数の方が集まってということですが、実態としては、私の集落を例えれば27戸の集落でございますけれども、その中で農業の耕作、水稻をやっとるのは5人なんですね。それも高齢も含めてですけど、それなら5人がまとまるというのはなかなか難しいです。20人、30人おった中のそういう組合せというのはできやすいわけでございますけれども、いろいろ条件もあって難しいという面もありますので、もちろんそういう共同利用というのは大事でありますけれども、やはり地域計画の中で担い手として、しっかり集落での位置づけをすれば、そういう人は対象にするとか、やはりそういう一つの基準をつくって支援を、私は、していくべきやと思うんです。

もう本当に今、集落、地域、もう待ったなしの状況になってきておるわけでありますから、中古の農機具についても、もう少し基準を農家に分かりやすく示して、そういう利用もやっぱりもっと図っていくということが私は必要だと思いますし、今ありましたように、一つの農機具の助成を受けようとすれば、面積やとか、規模やとかの基準があるわけでございます。今、府の基準を京丹波町は用いているわけでありますけれども、それもやっぱり段階をつくって、このランクのものは中山間の京丹波町の中でも、このぐらいの面積ならいいですよというような、そういう基準を緩やかにせんと、なかなかやっぱりクリアしにくいということもあります。やはりそういう視点をしっかりつくって、農家を激励していくということが今本当に必要ですし、農業をやろうという、続けていこうという農家に対してそういう支援、激励をするべきだと、こう思いますので改めて、その辺の考え方について、もう一度伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林産業建設部長。

○産業建設部長（栗林英治君） 農業機械の関係でございますけれども、やはり農業経営の中であまり過大なものになりますと農家所得を苦しめる状況になりますので、現在活用しております京都府の特定高性能農業機械の表を用いて、現在、町の単費事業等におきましても、ある一定の基準として採用をしておるところでございます。

また、機械によっては、特定高性能機械でないものについては、若干面積のほうは下がっておるわけでございますけれども、やはり集落の農地の利用面積、それから農地の状況等も勘案をしながら、機械導入は考えていかななくてはならないのかなというように思っているところでございまして、現在の京都府の表は、大規模な農業機械を入れるのを計算上、出させていただいておりますので、阻害しているものではないのかなというように思っているところ

でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 面積の問題は、私のところの集落でも、ほかの地域からの方が来ておられますけれども、規模を大きくやっておる方は当然対象になる。集落内でやっておる方は、なかなか対象にならないというのもありますので、やはりその辺の基準をしっかりと地域に見合った状況も考えるということにしなければ、なかなか継続した農業経営がやっていけない。もちろん今ありました、経営ですので、大型機械を入れて赤字であったということであれば、全く経営が成り立たんわけでありますから、やはりそういう面では今ありましたように、中古の農機具も活用できるような、そういう方法もやっぱり考えて、柔軟に取り組んでいけるように私、すべきだと思いますので、その点について強く、取組について求めておきたいというように思います。

2点目に、災害対策の強化についてお尋ねします。

災害は忘れた頃にやってくると言われております。常日頃からの対策や取組が必要なことは言うまでもありません。本町でも危機管理室を設けて取り組んでおりますが、次の点について、町長に伺います。

1つは、高齢化率が45.5%と高齢化が進む本町で、災害対策として最優先に取り組んでいるのは何か、町長に伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 現在は、災害によります被害を減らすという意味で、減災ということも注視されております。その減災の考え方の中では、自助・共助・公助といった取組が重要であると考えております。

近年におきましては災害が局地的で、集中的であったり多様化しておるということでございまして、行政による対策のみでは、なかなか対応が困難な状況にあるということは皆様ご存じかと思いますが、その中で自主防災組織の設立でありましたり、運営に対する支援をはじめまして、関係団体機関との災害協定も昨年度は5協定以上、結ばせていただいたところでございますし、地域のつながりによります共助の取組強化を図っているところでございます。

昨日も申し上げたかもしれませんが、年度当初の地区区長会には危機管理担当が出席をさせていただきまして、避難所の開設と運営など、事前に説明をさせていただく中で、常日頃から連携強化を図っているというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 災害などの非常時にやっぱり最優先すべきというのは、まず命を守ることだと思うんですね。そのためには避難情報を正確に速く知らせることが今後、最重要課題だと思います。大規模な地震、災害の場合はJアラートということで、緊急地震速報として一斉にテレビ画面に表示されるようになっております。

本町では、災害、火災などの情報を住民に正確に早く知らせるための伝達手段として、あんしんアプリ方式として実施をしております。必要な情報を必要な町民に、正確に早く知らせるということで、あんしんアプリ方式、これで十分その役割を果たして町民全てにそういう情報が行き渡っておる、十分に役割を果たしておるというように考えておられるのか、町長に伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） 災害情報に関しましては、京丹波あんしんアプリを主軸に、文字放送やエリアメールなどを活用して情報伝達を行っていくことは以前からも申し上げているところでございまして、本年度にはアプリ配信による情報伝達訓練も実施をいたしておりますので、その訓練結果を検証しながら、不具合等があれば改善をしていくことが重要であると、このように考えております。

昨年度におきましては、スマートフォン体験型講習会を開催いたしまして、延べ200人を超えるご参加をいただいたところでございます。また、スマートフォンの体験型講習では、機器の基本操作から京丹波あんしんアプリによる防災情報の取得方法について学んでいただきました。

また、今年度におきましては新たな取組といたしまして、6月から役場デジタル政策課の窓口において、スマートフォン相談会を開催いたしまして、デジタル・デバイドの解消に向けて取組を行っているところでございます。

有事におきましては、地域住民のつながりによる共助の支援、声かけや、安否確認など欠かせないものであることから、繰り返し情報伝達に関する訓練や、意識向上の取組を継続して行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 京丹波あんしんアプリを受けるためには、今もありましたスマートフォンを持っていることが大前提になるわけです。令和3年のケーブルテレビ民営化移行に伴

う対応として、75歳以上の高齢者世帯にアンケート調査で、310世帯からタブレットの希望があった。また、視聴覚障害者からは24人の希望があったということで、その報告を受けてタブレットも貸与されたということだと思うんですけども、それ以降については、実態調査はされていないと思うんです。これは、令和3年度以降に75歳になった高齢者全員が、スマートフォンを持っているということが前提になっているんじゃないかと思うんですけども、町内の75歳以上の高齢者がスマートフォンを全て持っているということは、確認はできないんじゃないかと思うんです。スマートフォンを持ってない高齢者に、火災とか災害とか、この緊急情報をどういうふうに、正確に早く届いているのか、このことをしっかり町民に対して確認をするといいますか、そういう責任が町にあると思うんですけども、この点についての見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 高齢者に対するタブレットの貸与につきましては、貸与のご相談がございましたら、個別に対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 75歳以上の方が、タブレットを持っていないのでということを町に相談すればということなんですけども、そのことが75歳以上の高齢者世帯に伝わるとるかどうかということのほうの方が大事やと思うんです。そうしないと75歳以上のタブレットを持っていない方は全く情報が分からないと、こういうことになるとるんですけども、そういうことを、そういう対象となる方を含めて、通知とかお知らせとか、どこかでしたのかどうか、ちょっと伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 調査につきましては、実施はできておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） スマートフォンを持っていないか、持っているかというのを調査しなかったら全然分からないと思うんですけども、結局、町がケーブルテレビを民間に移行して、そして情報伝達をあんしんアプリにしたわけですから、やはりそのことについて全ての町民にしっかりその情報が伝わっているか、そういうことをしっかり把握するという責任もあると思うんです。そういう面での手だてが、その点では弱いというふうに思うんですけども、その辺の改善をやっぱりすべきだということと、もう一つは、令和3年に高齢者に対し

てタブレットを貸与したんですけれども、この令和6年3月議会では、それを無償譲渡するということでございました。

しかし、その貸与したタブレット、3年たつわけでございますけれども、どういうふうに使っていただいて、どういうふうにそのことが効果がどうであったとか、課題はなかったのかというような、そういうことについての把握といいますか、そういうことはされておるのかどうか。当然、貸与しとるわけですから、それについてのどういう効果があったとかいうことを含めて、それをつかむ、確認するということが必要だと思んですけども、そういうことはされておるのかどうか、伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 端末の貸与後、お問合せ等が全くなかったご家庭に対しまして、貸与後約4か月後に状況をお伺いした際には、「告知端末機よりも音量が小さく、聞こえづらい」、また「繰り返し読み上げられないので聞き逃すことがある」等のご意見をいただいております。

それ以降、端末機器の不具合や操作に関するお問合せがございましたら、必要に応じて職員がご自宅に出向き、対応をしております。今年度、京丹波あんしんアプリによる緊急情報配信訓練を6回予定しております。去る6月3日に1回目の訓練が実施されたところでございますので、端末を貸与しているご家庭からお問合せ等がございましたら、丁寧に対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） そのタブレットについての課題とか問題はあるのかないのかというのを一つは確認したかったんですけども、それと同時に、新たに75歳以上になられた方についてはどうするのか。希望があったら貸与とかいう話もありましたけども、やはりそのことをしっかり、対象となる方も分かっておれば案内をするとか、そういう把握をしっかりと、そういう情報がしっかり75歳以上の高齢者にも伝わるというような対応は必要やと思うんですけども、その点についてはどのようにしておられるのか、そういう考え方はないのかどうか、もう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

執行部、答弁調整をお願いします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時45分

○議長（梅原好範君） 会議を再開します。

原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 貸与につきましてご相談がございましたら、個別に対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） それはもちろん、相談に乗るとするのは行政として当たり前のことなんですけど、いわゆる対象となる方への通知も、やっぱりそれは片方ではして、そして相談に乗るとするのは、これは基本やと思うので、その点はしっかりやるべきだという点を申し上げておきたいというふうに思いますし、そういう考えがあるのかどうかというのも改めて伺っておきます。

あわせて、町長にちょっとお尋ねしておきたいと思うんですけども、今、75歳以上の高齢者、いわゆるスマートフォンを持たない方も当然あると思うんですね。そういう方に火災や災害の緊急情報が正確に早く届いて、しっかりそのことに対応できるような対策は、町としてやっぱり取り組む責任があると思うんです。そういう面では、ある住民の方から提案というか、あったんですけれども、ケーブルテレビの民営化をして、株式会社ZTVに移管をしたわけなんですけども、いわゆる専門の業者でありますので、そういう業者にも協力していただいて、そういう情報伝達の方法を、あるかないかということも含めてですけれども、研究と一緒に町もして、徹底できるような、やっぱりそういう取組も必要ではないかという提案を受けたんですけども、町としての考え方というのは、ZTVにそういうような協議をしたり、そういう提案をしたりしたことがあるのかないのか。あるいは、なければ、そういうこともやっぱり本当に研究していくべきやと思うんですけれども、その点についてちょっと見解、伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 以前から、議員からこのことについては再三再四お尋ねであります。それだけ課題だという意識があるかと思います。民営化の中で従来の有線放送をやめて、こういうアプリでお知らせするという方式を取っている現状の中で、やっぱりこれをまた元に戻すというのは、なかなか今難しい面がある。

それじゃどうするのかといったときには、やっぱりこれは使いやすいように改善していくというのは、一つの行政の仕事でもあらうと思いますし、またデジタル社会へ移行する、今ちょうど過渡期にあるわけです。そういった中では先ほどありましたように、やっぱり情報

格差というか、デジタル・デバイドというんですか、そういったもの、対策として、やはり普及をする。そのことは物すごい大事だろうと思うんですね。普及するというのは、使い方をやっぱり知っていただくということが物すごく大事で、デジタル政策課にも取扱い説明会をずっと開く計画にはしておりますけど、1回やったら終わりということじゃなしに繰り返し繰り返し繰り返し、そのことをやっていく。

そして、行政だけでは、役場の職員だけでは、なかなか対応し切れませんので、もっと例えば協力員のような皆様方を委嘱するような形、慣れた方にそういったようなことも何とか考えられないかと、この間も、担当課にも指示をしていたところです。そういったところで、いろいろと考えなければならないし、今おっしゃった業者さんとも、やはりそういったことを、何かいい方法はないだろうかということも考えていくべきだろうと思っております。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 一番大事なのは、スマートフォンをかうか、買わないと自分の物にならへんわけですから、一定多額のお金がかかるわけですね。そういう意味でスマートフォンを持たない人もあろうかと思うんですけど、これはもう前提としては、スマートフォンを持っているということが前提でやっとなんで、買えない人も当然町民の中にはあるわけですから、そういう人にもどうするかということも含めて、やっぱり研究、検討しとかんと駄目だというふうに思います。今ありましたように業者にもそういう研究、検討の相談もするというふうでございますので、ぜひそういう方向で取り組んでいただくことを強く求めておきたいというふうに思います。

3点目に、子育て支援の強化、充実についてお尋ねをいたします。

子育て支援の充実、強化というのは、少子化が進む中で待ったなしの状況にあると考えます。本町での取組について何うわけでございますけれども、現在の各小学校ごとの児童生徒数について伺います。あわせて統合前の旧校区ごとの児童数、生徒数についても伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） 小学校の児童数は、令和6年4月1日現在で424人です。各小学校ごとの児童数は、竹野小学校で25人、丹波ひかり小学校で174人、下山小学校で35人、瑞穂小学校で114人、和知小学校で76人であります。

次に、中学校の生徒数は、同じく4月1日現在で213人です。各中学校ごとの生徒数は、蒲生野中学校で134人、瑞穂中学校で51人、和知中学校で28人であります。

統合前の旧小学校ごとに置き換えました児童数は、竹野小学校25人、旧須知小学校96

人、旧高原小学校 78 人、下山小学校 35 人、旧桧山小学校 64 人、旧明俊小学校 26 人、旧三ノ宮小学校 11 人、旧質美小学校 13 人、旧和知第一小学校 44 人、旧和知第二小学校 30 人、旧和知第三小学校 2 人でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9 番（山田 均君） 今、それぞれの学校、また旧校区ごとの子どもの人数を伺いました。生徒数と旧校区ごとの児童生徒の人数を、5 年前の子どもの数、児童生徒数が分かれば、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） それでは、お答えをいたします。

5 年前ということでございますので、平成 31 年度でございます。年度当初、4 月時点での児童数を申し上げます。

まず、平成 31 年度全体では 491 人、各学校ごとでは、竹野小学校で 30 人、丹波ひかり小学校で 207 人、下山小学校で 49 人、瑞穂小学校で 141 人、和知小学校で 64 人でございます。

これを統合前の旧小学校に置き換えました児童数でございます。竹野小学校が 30 人、旧須知小学校が 119 人、旧高原小学校が 88 人、下山小学校が 49 人、旧桧山小学校 78 人、旧明俊小学校が 31 人、旧三ノ宮小学校が 19 人、旧質美小学校が 13 人、続きまして旧和知第一小学校が 40 人、旧和知第二小学校が 18 人、旧和知第三小学校が 6 人。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9 番（山田 均君） それぞれ 5 年前の校区ごとの人数も伺ったわけでございますけれども、本町で 1 年間に生まれる子どもの人数についても伺っておきたいと思います。令和元年から 5 年度までの各年度の出生数、伺います。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 令和元年度から令和 5 年度までの各年度の出生者数でございますが、まず令和元年度が 50 人、令和 2 年度が 45 人、令和 3 年度が 48 人、令和 4 年度が 36 人、令和 5 年度が 23 人、以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9 番（山田 均君） 今、出生数もお聞きしました。本町の子どもの出生、将来の出生数を考えても、子育て支援の充実、強化というのは、町政の最優先課題だというふうに考えるわ

けですけれども、町長の見解、伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 少子化、全国的にも非常に重要な課題であります。その少子化を解消するためにも子育て支援は、本町にとっても最優先に取り組むべき課題であろうと私は思っております。少子化に歯止めをかけるためには、子育て支援だけではなしに、いろんな分野における施策を総合的に出動し、実践しなければならないということだと思います。

また、子どもの数を増やすということは本当に難しい、もう至難の課題であろうと思います。子どもの数を増やすということだけに着目するんじゃなしに、子どもが健康で、幸せな育ちというのが保障されて、また、今の子どもが育ちやすい環境づくりを推進するということが、現実的な少子化への対策ではなかろうかと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） もちろん子どもと同時に、やっぱり子育て世帯への負担軽減というのも大きい課題だと思います。全国的にも今、学校給食などを含めて無償化の流れが非常に強まって広がってきております。本町でも、子育て支援、学校給食の無償化だけではありませんけれども、そういうものに踏み込んでいく、もうそういう時期だと思うんですけれども、町長は、この学校給食費の無償化については、財源問題が大事やということで答弁をされてきております。最近の動きを見ますと、ふるさと納税の活用など、こういうものが多く見られるようになってきました。

このふるさと納税を活用した学校給食の無償化について町長は、総合的な観点で子育て支援を考えていく必要があるということで、令和4年12月議会でそういう答弁をされました。私、ここでちょっと町長にぜひ検討していただきたいというのは、多子世帯です。子どもが3人以上という家庭というのは、そう多くはないと思うんですけれども、子どもが1人おれば、例えば給食の場合でしたら5万2,800円が、これは小学生の1人当たりの年間の負担と、中学校は5万5,440円となります。ですから、小学校2人、中学校1人と3人の子どもがおれば、年間で16万1,040円、こういう負担をすることになるんですね。

だから、本来学校給食でございますので、全生徒を無償化というのは基本ですけれども、当面、本町としては、やっぱり多子世帯への支援をしていくべきじゃないかと。認定こども園でも、そういう実施もしとるわけでございますから、そういう一つの踏み込みを私は考えていくべきではないかと、こう思うんですけれども、その点についての町長の見解、伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学校給食は教育委員会が所管しておりますので、まず基本的には教育委員会の見解を申し上げます。

既にこの間、何回となく負担軽減並びに無償化等について、本議会でもご質問をいただいております。

基本的な考え方としては、学校給食費は学校給食法に基づいて、公費で負担する部分と、保護者の皆さんにご負担をいただく部分、保護者の皆さんにご負担をいただく部分としては賄い材料、いわゆる材料費です。これをご負担いただくということにしております。しかし、保護者の負担軽減という立場で、本町でも、保護者の負担いただく部分については既に、この間、軽減も実施をしてきておりますので、教育委員会の立場としては、現状では、これ以上の負担軽減については、現時点では考えていないというのが、まず教育委員会の基本的な考え方です。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 私のほうからもお答えさせていただきます。

教育長と私はほぼ同じ考え方でございます。

学校給食については、この費用負担は、法律（学校給食法）で明確に書いてあるわけですよ。それを、やっぱり全国の自治体の中で無償化の方向に向かって実際、実施している自治体も幾つかあるようでありますけれども、私、既にある法律を横に置いて無償化をするということ、無償化は、それは全く反対というか、してはいけないということはやっぱり分からないでもないんですけれども、法律を無視して無償化している。それでいいんでしょうか。法律があるのに無償化をする。法律違反じゃないですか。私はそう思うんです。それだったら国のほうで、この法律そのものを、学校給食法を改正するべき問題であろうと私は思うんです。

それとまた、やっぱりもし無償化した場合には、財源というのは本当に厳しいものがある。昨日から議論になっておりますように、自治体の運営する中で、非常に今、過当競争に陥っている。その中で学校給食の無償化ということもあるわけですね。

そうするとお互いに、自治体同士がお金のない中で、財源のない中で、そういう行政サービスの向上を目指していくと、もう疲れ切ってしまうんじゃないかなと。体力を消耗してしまうということもあるわけです。ですから学校給食は、法律に基づいた運用というのは非常に、私は大事だろうと思います。

ただし、今、教育長からありましたけども、一定程度の条件のついた中での負担軽減とい

うのは、もう既に実施していることで、そういったことも利活用というのは、現実政策としては取り得るだろうと思ってます。

せんだって、5月20日過ぎですか、私、文部科学省、本省へ出かけたんです。そこで、ある課長と、直接担当の課長ではないですけど、いろいろこのことについても議論しました。議論する中で、どう考えてますかという、町長の考え方に私は全面的に賛成です。文部科学省の見解じゃないですよ。その方の個人的見解として言われたんですけども、町長の考え方に私は賛同しますということをおっしゃっていただいたんですね。やはりその法律がある以上、やっぱり守るということは大事だろうということです。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） もちろんそうであると思いますけども、だから、全員ということではなしに、多子世帯の一つ考えたらどうかという提案をしたわけでございます。大前提としては、町長も長年、行政関係におられるからご存じだと思うんですけども、義務教育は無償とするということも、これ大前提なんですね。学校給食も一つの食育として、学校の教育の中の一環ですので、義務教育であれば無償にするというのは、これも大原則として法律があるわけです。

だから、その中で学校給食法もあるわけで、どちらが上位法かということにもなるわけでございますけれども、やはり義務教育は無償とするという、この基本を、これは法律であるわけでございますから、これも基本としてしっかり、私、据えるべきだと、こう思うんです。

財源の問題を見た場合に、ふるさと納税のことを言いましたけれども、令和4年度で、町長に一任というのが4,971万7,998円あります。このうちの一部を町長が決断すれば、多子世帯の3人目以上について、そういう助成ができる金額は十分、その中に含まれてあります。ほんの1%もいきません。0.057%を使えば、私の計算では、3子以降の無償化ができるということでございますので、ぜひ今、畠中町長の決断でございますので、検討を求めているように思います。

もう一点は、子育て支援策について、国民健康保険税においても、所得のない18歳以下の子どもに算定をしないとございますから、これについても減免をするということも、私は必要だと思うんですね。これについても基金が3億4,695万4,984円あるわけでありまして、その一部を活用すれば十分できますし、この国保についても全員対象ではなしに、多子世帯についてやりましょうということで、やはり子育て支援の充実、強化という点からも、私は踏み込んでいくべきだと、こういうふう思うんですけども、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） まず、先ほど義務教育と学校給食の負担のことはありましたけど、法律的にどうもすっきりとした解釈ができていないというような感じはします。それは山田議員が解釈できていないと私、言ってるわけじゃないですよ。このことは非常に混乱を来していると思うんですよ。国のほうで、やっぱりこれは整理をしていただきたいというのが私の切なる願いです。義務教育は無償とするということと、学校給食の負担の問題につきましては、これはやっぱり法律上しっかりとした、国のほうで整理をしていただくということは大前提だろうと思っております。

また、多子世帯の部分につきましては、もう少し実態を見て負担軽減というようなことに本当に該当するのかどうか、これはいろいろと考える余地はあろうかと思います。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 子育てしやすいまちづくりと言え、やっぱり子どもをたくさん産むということではないけども、3人以上のところへは支援をしようということも一つの考え方として、私は取り組んでいくべきだと思いますので、その点を強く申し上げておきたいというように思います。

次に、非核自治体宣言のまちとしての取組についてお尋ねをしておきたいと思います。

本年も、核兵器も戦争もない平和な世界を求めて、被爆地の広島までの各地をリレーでつなぐ平和行進が始まりました。広島、長崎を繰り返す原水爆禁止の要求を訴えながら歩く取組であります。今、世界では、ロシアのウクライナ侵攻で核兵器の使用の威嚇発言、また、イスラエル軍によるガザ地区への軍事攻撃など一般市民の犠牲が相次いでおり、即時停戦が求められています。今本当に非核平和が求められていると思います。

本町では非核自治体宣言のまちとして、懸垂幕の常時掲示の取組など評価をするものですが、非核自治体の取組をさらに前に進めることが大事だと考えます。その点で、1つは懸垂幕の掲示を各支所でも、私、実施すべきと考えるわけですが、見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 本庁舎につきましては住民窓口のところでありましたり、交流라운ジの利用者が比較的多いことから、昨年4月から来庁者向けに非核自治体宣言のまちの懸垂幕を常時掲示することで、啓発を実施させていただいておるところでございます。

各支所につきましては、毎年8月に瑞穂支所に横断幕を、和知支所には懸垂幕を掲示させていただきまして、終戦記念日の時期に合わせた啓発を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 8月に懸垂幕が各支所でも掲げておられるというのは知っておるわけ
でございますけれども、それを常時すべきではないかということを申し上げたんです。その
考え方はないのかどうか伺っておきたいと思いますし、今、本庁舎の前にあります懸垂塔に
かかっておりますけれども、今3面ある1面、空いてます。そういうところへは、9号線から
よく見えるわけですから、やはり空いたときには、それをもう一枚増やして懸垂幕を下げる
というのにも必要かと思しますので、特にそういうことも求めておきたいと思います。

2つ目に、非核自治体宣言のまちとして、庁舎の玄関先などに、この宣言文を彫った碑文
の設置、こういうのを具体化すべきだと思うんです。

令和4年の6月議会で、この庁舎が建つ前に、旧の丹波から引き継いだ非核宣言の宣言塔
がありました。庁舎を建てるということで、その宣言塔は移動、どこかにしまわれておると
思うんですけども、やっぱりそういうものがあつたわけでありますから、本庁についても、
そういうものもしっかり復元させるという責任もあると思うんですけども、そういう面での
考え方、伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 現在、懸垂幕と庁舎ロビーに非核自治体宣言のまちの碑文の掲示
をさせていただいて、啓発を行っておるところでございます。モニュメントの復元という
こともあったと思いますが、それに代わるものとして懸垂幕を常時掲示するということで、
対応を図っておるということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 支所の掲示についてちょっと見解がなかったので、改めてお尋ねして
おきます。

終戦記念日の8月を迎えますが、二度と過ちを犯さないということで、例えば戦争展など
に取り組む考えは、町としてはいいのか。また、町内の団体が自主的に、そういう戦争展な
どに取り組むということに対して、町も後援するなどのそういう支援もすべきと思いますが、
その点について町長の見解、伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 考えておりません。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 支所の常時掲示のご答弁でございますが、本庁舎に掲示をする際に、支所の掲示の検討もさせていただいた経過はございます。ただ、場所的に限定されることでありまして、国道沿いに掲示場所が、さっきおっしゃったように3面、複数あるというところで、本庁に常設するのが一番効果的であるという判断をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 町としては戦争展なり取り組む考えはないと、そういうことですね。もう一遍改めて伺っておきます。

また、町内の団体が実際にそういう取組をした場合の後援についても、そういう考えはないということなのかどうか、ちょっと改めて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） そのように考えていただいて結構です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） やっぱり町長として、平和への取組をしっかりとってやっていただきたいということを強く申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、山田 均君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

次の本会議は、14日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

長時間にわたり、お疲れさまでした。

散会 午後 2時13分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 居谷知範

〃 署名議員 西山芳明